

群馬県文化振興指針

群馬県

はじめに



私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有しています。

群馬県では、こうした文化を生み育てた風土を大切にしながら、文化を通じた心豊かな地域づくりに取り組んでいくため、昨年3月に「群馬県文化基本条例」を制定しました。

条例の前文では、「文化は、人が自らの可能性を求めるようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものである。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会での強い絆となり得る。」とうたっています。また、条例では、自主性、創造性及び多様性の尊重、県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備、県民の文化活動への支援体制の充実、文化の継承及び発展を担う人材・団体の育成、文化資産の保存及び活用、情報の発信及び文化交流の促進の6つの基本理念を掲げ、文化の振興に当たることとしています。

本指針は、条例の前文及び基本理念を受け、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とし、心豊かな地域づくりをしっかりと進めたいという強い思いを持って、本県が目指すべき文化行政の方向性を示したものです。県民の文化活動がより活発になり、心豊かな地域社会が形成されることを期待しています。

結びに、策定に熱心な議論をいただきました群馬県文化審議会の委員をはじめ、県民アンケートに御協力くださった皆様、また、貴重な御意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

群馬県知事

大澤正明

<目 次>

第1章 群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方 ······	P 1
第2章 群馬県の文化の現状と課題 ······	P 3
1 群馬県の文化の特性 ······	P 3
(1) 群馬の風土 ······	P 3
(2) 群馬の歴史と文化 ······	P 5
(3) 群馬の文化が持つ限りない可能性 ······	P 12
2 群馬県の文化を取り巻く現状と課題 ······	P 13
(1) 現状 ······	P 13
(2) 課題 ······	P 15
3 県民等の文化に関する意識調査結果の概要と課題 ······	P 16
(1) 概要 ······	P 16
(2) 課題 ······	P 19
第3章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性 ······	P 21
第4章 指針に基づく施策の推進に当たっての考え方 ······	P 23
第5章 基本的な文化振興施策 ······	P 24
1 自主性、創造性及び多様性の尊重 ······	P 24
2 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備 ······	P 25
(1) 芸術文化等の振興 ······	P 25
(2) 文化活動の充実 ······	P 31
(3) 文化施設における鑑賞機会の充実 ······	P 37
(4) 県民が文化活動を行う場の提供 ······	P 40
3 文化の継承及び発展を担う人材や団体の育成 ······	P 41
(1) 次世代を担う子どもたちの育成 ······	P 41
(2) 文化活動を行う者の育成等 ······	P 42
(3) 文化団体の育成等 ······	P 43
(4) 文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等 ······	P 44
(5) 順位制度の充実 ······	P 44
4 文化資産の保存及び活用 ······	P 45
(1) 伝統文化の保存等 ······	P 45
(2) 文化財等及び歴史的な文書等の保存等 ······	P 46

(3) 世界遺産等への登録等	P 4 8
(4) 地域の文化資産の活用	P 5 0
(5) 文化資産を活かしたまちづくり	P 5 2
5 情報の発信及び文化交流の促進	P 5 3
(1) 文化に関する情報の収集や発信	P 5 3
(2) 文化を通じた地域間交流や国際交流の推進	P 5 4
6 県民の文化活動への支援体制の充実	P 5 5
(1) 文化活動に係る研究教育機関等の充実	P 5 5
(2) 文化活動に対する企業等の支援の促進	P 5 5
(3) 多様な主体との連携による支援体制の整備	P 5 6
(4) 県の支援体制の充実	P 5 7

参考資料

1 群馬県の現状	P 5 8
2 群馬県の文化の現状	P 5 9
3 県民等の文化行政に関する意識調査結果	P 6 4

条例

群馬県文化基本条例(平成24年3月27日条例第21号)	P 7 6
-----------------------------	-------

第1章 群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方

1 趣 旨

群馬県では、文化の優れた価値を認識し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図り、郷土への誇りと愛着を深め、群馬らしい文化の高揚を目指すため、群馬県文化基本条例を制定（平成24年4月1日施行）しました。

群馬県文化振興指針は、文化行政の目指すべき方向を示す同条例の各規定を踏まえ、文化の振興に関し、総合的かつ効果的な推進を図る基本的な施策を示すために策定するものです。

2 指針の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

3 構 成

群馬県の文化の特性、現状と課題を踏まえ、先人から受け継いできた本県が持つ文化の限りない可能性を考えます。

次に、基本理念、基本目標など、本県が目指すべき文化行政の方向を示すとともに、推進していくための実効性の確保や姿勢を示します。

最後に、県民アンケート調査結果等を踏まえ、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進していくための基本的な施策を示します。

＜5部構成＞

- 指針策定の基本的な考え方
- 群馬県の文化の現状と課題
- 目指すべき文化行政の方向性（基本理念、基本目標）
- 施策推進に当たっての考え方
- 基本的な文化振興施策

4 策定の方法

本指針は、学識経験者、文化活動を行う者、文化関係団体の代表者等で組織する群馬県文化審議会において原案を作成し、群馬県議会における審議・議決を経て策定しました。

なお、市町村及び文化団体から意見を聞く場を設けるとともに、指針骨子と最終素案段階の二回にわたりパブリックコメントを実施することで、幅広く県民の意見を聞き、指針に反映しました。

また、教育、福祉、産業など他分野に関する文化振興施策について、企画会議（新たに取り組むべき政策に関する調整等を行うための会議）内に群馬県文化振興指針

策定検討部会を設置し、県庁関係課及び県教育委員会関係課の連絡調整を行い、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」を補完する文化分野の振興に関する個別計画として策定しました。

【留意】

- ・基本理念、基本目標については、第3章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性を参照してください。
- ・施策の推進に当たっての考え方については、第4章 指針に基づく施策の推進に当たっての考え方を参照してください。

＜群馬県文化基本条例 前文＞

文化は、人が自らの可能性を求めようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものである。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得る。

私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有している。また、取り巻く豊かな自然も私たちの文化と暮らしを支え、各地域で継承されてきた伝統文化は、人々の結びつきを強くする役割を果たしてきた。昭和五十六年には、全国に先駆けて「文化県群馬」を宣言し、県を挙げて文化振興に取り組んできた。

しかし、今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきている。このような環境の中、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とし、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、心豊かな活力ある地域社会の形成に寄与し、本県の発展に不可欠なものであると確信する。

ここに、私たちは、文化の優れた価値を認識して、これを育み、新たに創造し、次世代に継承し、更に発展させていくことにより、群馬らしい文化の高揚を目指すとともに、先人から受け継いできた群馬の限りない可能性を大きくはばたかせるため、この条例を制定する。

第2章 群馬県の文化の現状と課題

1 群馬県の文化の特性

(1) 群馬の風土

群馬の風土は、「雷」と「からつ風」、「関東ローム層」、「首都圏の水源県」など、本県の文化の醸成や県民性の形成に大きな影響を持っており、群馬県の文化を形づくっているものの中で、その根幹をなしているものです。

■ 上州名物「雷」と「からつ風」

群馬県の夏は暑くて、冬は寒いと言われます。夏場に集中して発生する「雷」は、落雷や浸水害などの被害をもたらす一方で、大地に恵みの雨をもたらします。また、秋の終わりから春の始めにかけては、冷たく乾燥した季節風「からつ風」が強く吹きます。これら気候的特徴などから、「義理人情」、「かかあ天下」などの上州人気質と呼ばれる県民性を育んできたと言われています。

■ 群馬の大地 関東「ローム」層

群馬県の土は、降下した火山灰や軽石の風化したもの、火山岩が風化したものなど、多くは火山噴出物からできています。県内で広く見られる赤土の層は「関東ローム層」と呼ばれ、数多くの火山により約1万年前までに数十万年をかけて形成されました。肥沃ではないが水はけのよい大地は、養蚕やコンニャク栽培などに適しています。

■ 豊かな自然の宝庫

私たちの暮らしと文化は、古くから信仰の対象として密接なかかわり合いを持ってきた上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）や利根川のほか、全国に75件しかない特別天然記念物に指定されている尾瀬に代表される自然に支えられています。



上毛三山（赤城山）



上毛三山（榛名山・榛名富士）



上毛三山（妙義山）



特別天然記念物に指定されている尾瀬

■ 首都圏の水源県

群馬県は、日本で最も広い流域面積を誇り、坂東太郎とも呼ばれる「利根川」の水源県であり、首都圏の水がめとして重要な機能を果たしています。また、山地が多い地形は各所に湧き水が見られるなど、きれいな水と空気は、古くから人々の生活を支えてきました。



水源を支える豊かな森林

■ 農業王国

利根川水系の豊潤な水と、冬の長い日照時間に恵まれ、標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで標高差がある地形を活かして、一年を通して多彩な農作物が生産されます。



県内で生産される農作物
(写真は、嬬恋村のキャベツ畑)

■ 日本屈指の温泉王国

群馬県は日本屈指の温泉王国です。にっぽんの温泉100選（観光経済新聞社主催）で10年連続1位「草津温泉」のほか、伊香保、万座、四万、水上の各温泉が毎年上位にランクされています。温泉地は100か所を超え、1000年以上の歴史を持つ古湯もあります。泉質の種類が多いのも群馬の温泉の特徴です。



秘湯で有名な法師温泉

草津温泉のシンボル「湯畠」

(2) 群馬の歴史と文化

古代から脈々と続いてきた群馬の歴史。それを知ることが、今の群馬の本当の姿を知ることにつながります。

■ 古代東国文化の中心群馬

古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、古代東国文化の隆盛をしのばせる古墳群、さまざまな伝説を持つ由緒ある神社仏閣など、歴史的な遺跡や文化財が数多く存在します。



日本の歴史を変えた国史跡「岩宿遺跡」(全景)



東日本最大規模を誇る国史跡「太田天神山古墳」(左)
(太田市教育委員会提供)



国の特別史跡である「上野三碑」(左から多胡碑、山上碑、金井沢碑)



全国屈指の保存状態の良さを誇る
国史跡「上野国分寺跡」



新田義貞ゆかり太平記の里
国史跡「新田荘遺跡」(生品神社)



奇岩で有名な信仰の拠点
国重要文化財「榛名神社」

東国文化とは

現在の関東地方とその周辺を含む東日本が「東国」と呼ばれ、ヤマト政権や律令政府がこの東国を治めるための拠点として群馬が重視されてきた古墳時代から、平安時代にかけての文化を指す言葉として使っています。

本稿で「古代東国文化」と言ったときには、岩宿遺跡に始まる旧石器時代から平安時代までを対象としています。



■ 絹の国ぐんま

群馬の蚕糸業は、文献に明記されているだけでも1200年以上の歴史と伝統があり、カイコを育ててマユをつくる養蚕、マユから生糸をつくる製糸、そして織物など、絹に関する歴史、文化、そして産業が息づいています。大正期まで本県の総世帯の実に半数以上が養蚕農家だったと言われており、春駒まつりや初市（ダルマ市）、小正月のマユ玉飾りなど、今でも私たちの生活の中で伝統芸能や季節行事として多く残されています。また、県内には養蚕農家独特の構造を持った民家も多く見ることができます。



絹織物の一大生産地（左は伊勢崎銘仙、右は桐生織（お召など）



渋川市北橋町下南室赤城神社の神楽
県重要無形民俗文化財「養蚕の舞」



豊蚕の願いを込めた福だるま
(写真は、高崎だるま)

■ ものづくり群馬

群馬県では、古墳時代に大陸の先進技術が導入され、土地開発や馬生産などが開始されました。7世紀以降も、この先進文化と技術を基盤として、新たに文字や仏教文化を取り入れ、高い生産力や技術を保持していました。

中世・近世においても、人、モノ、情報の流通の拠点としての歴史を刻み、また、教育の振興もはかられ、これがフランスの技術を導入した富岡製糸場や中島飛行機など群馬の近代産業へとつながり、現在のものづくり群馬へと受け継がれています。



日本の近代化に貢献した絹産業を
代表する「富岡製糸場」



日本の最先端技術を大きく前進させた
「中島飛行機」を前身とする富士重工業(株) (写真は、群馬製作所本工場 (昭和 32 年頃))

■ 風土と生活の知恵がつくりあげた伝統工芸

群馬県の伝統工芸は、繊維製品、木工品をはじめ、竹細工や金工品、陶器・ガラス製品、和紙、瓦、そして、だるまや創作こけしなどの諸工芸品のほか、地域の風土や人々の生活の知恵がつくりあげた多彩な品々が存在します。



群馬県の様々な伝統工芸 (写真は、左からこけし、金工品、鬼面瓦)

■ 交通の要衝

群馬は、古来より西日本と東日本を結ぶ交通の要衝にありました。奈良時代の東山道駅路、中世にはあずま道や鎌倉街道、江戸時代には中山道、その他多くの街道が通り、文化が伝播し、交わる地でした。現在も、東京圏、信越地方、東北地方及び中京圏を結ぶ交通の結節点として、高速交通の十字軸を形成する高速道路網や新幹線が整備されています。



京都から日光へ例幣使が通った
「日光例幣使街道」（倉賀野宿・高崎市）



幕府御用銅を運ぶ
「足尾銅山街道（あかがね街道）」
(桐原宿・みどり市)



中山道の関所跡
県史跡「碓氷関所跡」（安中市）



今も江戸時代の面影が残る県内各地の宿場の町並み
(中山道：坂本宿・安中市 (写真左)、日光例幣使街道：玉村宿・玉村町 (写真右))



■ 地域に根ざした伝統文化

古代から東国文化の中心地として、また、江戸時代には養蚕や交通の要衝として栄えた豊かな地域社会を背景にして、農村歌舞伎や人形芝居、神楽、獅子舞、民俗行事、民謡・民舞など、それぞれの地域に根ざした伝統文化が県内各地に息づいています。



農村歌舞伎「上三原田歌舞伎舞台」(渋川市)
(国重要有形民俗文化財)



人形芝居「尻高人形」(高山村)
(国選択無形民俗文化財)



月田近戸神社の獅子舞（前橋市）
(県重要無形民俗文化財)



桐生ハ木節まつり（桐生市）

■ 生活に根付いた食文化

冬の長い日照、からっ風、水はけのよい土壌などは小麦の栽培に適した環境です。このため、県内には、小麦粉を使った食文化、すなわち「粉食文化」が根付いています。



郷土料理「おっきりこみ」(左) と 「焼きまんじゅう」(右)



ご当地グルメ。左から「焼きそば」(太田市)、「パスタ」(高崎市)、もんじゃ焼き (伊勢崎市)

■ 美しい魅力的な風景を語る短詩型文学

日本最古の万葉集の第14集に収められている「東歌」には、古代の群馬「上野国」が東国の中では最も多く歌われています。群馬の美しく、魅力的な風景が、短歌や俳句、詩などの形で表現され、歌われてきました。また、江戸時代には高崎藩などで詩歌が栄え、また農村においても富裕層を中心に俳諧や和歌が盛んに行われ、各地で句碑が建てられるなどしました。



日本近代詩の父と称される萩原朔太郎
(1886～1942)



明治・大正・昭和の歌壇で活躍した土屋文明
(1890～1990)



生活の苦労を謳った俳人村上鬼城
(1865～1938)

■ 群馬特有の文化

地方交響楽団の草分けとして長い歴史を持つ「群馬交響楽団」、群馬の歴史や豈みを凝縮した「上毛かるた」など、地域に根ざした文化資産が広く県民に親しまれています。

<群馬交響楽団>

「群馬交響楽団」は、昭和20年11月、高崎市民オーケストラとして誕生しました。終戦直後の社会を音楽で明るくしようと、音楽家たちが集まり楽団を結成したもので、地方オーケストラとしては最も古い歴史を誇ります。

昭和22年5月から、小・中学校を訪問して生演奏を聴かせる移動音楽教室がはじまり、現在までに延べ600万人もの小・中学生が鑑賞しています。



現在は、県内すべての子どもたちが、中学校卒業までに3回、高校生は1回、必ず群響の演奏を聞くことができます。

〈上毛かるた〉

「上毛かるた」は、昭和 22 年に作られました。「上毛かるた」の札には、上毛三山をはじめとした県内の自然や温泉、歴史上の人物や地域の産業など群馬県の特徴が読み込まれており、時代を超えて県民に親しまれてきました。

今でも県内の各地域で毎年「上毛かるた」大会が開かれています。

県では、かるたの札だけでは伝えきれない思いやり、かるたに読まれたふるさと群馬の良さをもっと知ってもらうため、「上毛かるた」を解説した冊子を作成し、郷土のことを学習する小学校 4 年生の副読本として活用されるよう、配布しています。



(3) 群馬の文化が持つ限りない可能性

文化は、人が自らの可能性を求めるようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものです。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得ます。さらに、文化が有する創造性が新たな需要や高い付加価値を生み出し、より質の高い経済活動を実現する原動力にもなります。

今日、社会環境、経済状況等が大きく変化する中で、県民の郷土への誇りと愛着を深めるとともに、心豊かな活力ある地域社会を築き、本県が発展していく上で文化は不可欠なものです。

群馬は、古代から東国文化の中心地として発展してきた歴史と文化を備え、豊かな自然環境に恵まれた、多彩な魅力に満ちた地域です。

本県が持つ文化の価値を認識して、これを育み、新たに創造し、次世代に継承し、更に発展させていくことにより、群馬らしい文化の高揚を目指すことで、大きくはばたかせていくことができます。

■ 未来に向けて

私たちの生活の中に溶け込んでいる身近な食文化や、見慣れた風景の中に埋もれている歴史文化資産など、文化を広く捉え、本県の文化的風土を再評価し、地域づくり、観光振興、イメージアップなどに活かしていくことは、未来への投資につながります。

■ 郷土への愛着や誇りの育成

子どもたちに、群馬の歴史・文化を伝えることは、郷土への愛着や誇りを育むことにつながります。

■ イメージアップ

県民が郷土の歴史・文化の素晴らしさを知ることは、県民の一人一人が自信を持って外に向かい情報発信するようになり、本県のイメージアップにつながります。

■ 安全・安心な地域社会の構築

地域の伝統文化を守り、伝えていくことは、地域の絆を深め、ひいては安心・安全な地域社会の構築につながります。

■ 地域の活性化

地域の文化資産を観光や地域振興、まちづくりなどに活用していくことは、地域の価値を高めるとともに住民の意識を高め、地域の活性化につながります。

このように文化は限りない可能性を秘めています。

2 群馬県の文化を取り巻く現状と課題

昨今、社会情勢は急速な変化を続け、文化を取り巻く環境も大きな影響を受けています。

(1) 現 状

①人口減少社会の到来と少子高齢化

人口減少社会が到来し、少子高齢化や過疎化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されており、地域の文化を支える基盤の脆弱化に対する懸念が広がっています。

②多様な主体による文化活動

これまで県内の文化活動の中心となっていた文化協会加盟の文化活動団体は減少していますが、文化芸術活動関係のNPO法人は増加しており、多様な主体による文化活動が行われています。また、民間と行政の協働による取組が進められ、企業のメセナ活動も多様な広がりを見せています。

③伝統文化継承の危機

市町村合併による地域活動の広域化や、山間地での過疎化が進む中、コミュニティ機能が低下し、地縁的なつながりや、人と人との絆が希薄になってきています。

平成20年に実施した県内の伝統文化継承に係る実態調査によって、神楽・獅子舞等の民俗芸能の約4分の1、祭り・行事の約1割近くが「継承の危機」にあることがわかりました。

④全国からみた本県の文化環境

全国からみた群馬県の博物館数については全国第20位、文化会館数については全国第16位であり、人口100万人当たりの館数は全国と比べて上回っています。一方、公立文化会館における主・共催公演数については全国第22位、入場者数については全国第16位ですが、大都市圏の公演数や入場者数が多いことから、全国平均数をやや下回っています。

首都東京から100km圏内に位置し発展を遂げてきた本県は、音楽や演劇などの舞台芸術や美術作品の鑑賞などの面で、東京への依存が指摘されています。

⑤本県の文化的価値と地域ブランド力とのギャップ

群馬県は、地域ブランド力が低く、歴史・伝統や名所・旧跡など、文化に関する地域ブランドの魅力が全国的に低いといった指摘があることから、本県の持

つ本当の文化的価値とイメージが結びついていない結果であり、情報発信力が弱いと考えられます。

⑥情報通信技術の急速な発展

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、県境も国境も越えた対話と交流を活性化させ、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらしています。

⑦寄附制度の拡充

国の税制改正により、一定の基準を満たすNPO法人などに寄附した際には、平成24年4月から条件がそろえば、最大で寄附した額のおよそ半分が所得税と住民税の減額の形で戻ってくる、新たな寄附優遇の仕組みができました。

(2) 課題

①担い手の育成

誰もが、いつでも、気軽に文化活動に取り組めるよう、活動の場や情報の提供をはじめ、県民の文化活動を支援する団体や人材の育成、確保が必要です。

また、団塊の世代はもとより、時間的に余裕の少ない勤労者世代や子育て世代が、文化芸術の担い手となるような工夫が必要です。

②「新しい公共」による文化振興

厳しい財政状況を踏まえ、県だけで文化振興を担うのではなく、NPOや企業、地域住民など多様な主体と行政とで適切なパートナーシップを築き、新たな寄附優遇制度等も活用しながら、協働による文化振興を推進していく必要があります。

③伝統文化の保存・継承

群馬県には、長い歴史や風土の中で守り育まれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されており、県民共有の貴重な財産です。

地域の絆を深め、安心・安全な地域社会の構築に欠かせない伝統文化が、将来にわたり、特に次世代を担う子どもたちに引き継がれていくよう、地域の実情に合ったきめ細かい支援が必要です。

④鑑賞機会の充実

文化施設の持つ機能を充分に發揮し、県民が身近な場所で、優れた芸術文化に接することができる環境を整備する必要があります。

⑤県内外への情報発信

群馬県が全国に誇る歴史文化遺産の価値を県民一人一人が再認識し、本県の持つ本当の文化的価値を県内外に発信していく必要があります。

3 県民等の文化に関する意識調査結果の概要と課題

群馬県文化振興指針の策定に当たって、県民（個人、企業、文化団体、文化施設）に本県の文化に関する意識を聞きました。

(1) 概 要

①群馬の文化イメージ

群馬の文化イメージは、「古墳をはじめとした歴史文化遺産が多く存在している」が最も高い割合となっている一方、「地域の文化資産が群馬の重要な観光資源となっている」や「文化を通じた地域づくり活動が進んでいる」と回答した割合は低く、地域の文化資産（伝統文化、文化財等、世界遺産等、景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産）が観光・地域振興に結びついていないことが伺えます。

②文化の情報

文化芸術活動を行うまでの支障は、「時間的余裕がない」が高い割合となっていますが、次いで「文化活動に関する情報が少ない」となっており、必要とする文化情報が届いていない現況がみられます。

また、情報を得る媒体として、20歳以上の県民では「新聞、広報」、大学生、高校生では「Web サイト」の割合が最も高くなっています。これに対して、情報を提供する媒体は、文化団体では「チラシ、パンフレット」、文化施設では「チラシ、パンフレット」「Web サイト」となっており、情報を受け取る側と提供する側で相違があることが伺えます。

③文化活動への参加

鑑賞を除いた文化芸術に関わる参加・支援の状況は、20歳以上の県民では「地域の芸能や祭りへの参加」、大学生では「文学、音楽、美術、演劇、舞踊、映画などの創作・参加」が最も高い割合となっています。

内閣府の調査（平成21年11月調査）と比較すると、いずれの活動においても、県民、大学生ともに参加・支援の割合が高くなっています。また、内閣府の調査では「特にない」が76.1%に対して、県民では36.8%、大学生は21.5%であり、内閣府の調査と比べると少ない割合になっており、群馬県では文化芸術に関わる活動をしている人が多いといえます。

④文化団体が企業に期待する支援と企業ができる支援

文化団体が企業に期待する支援は、「資金援助」が最も高く、次いで「広報支援」となっています。

これに対して、企業が支援をできることでは「資金援助」が最も高く、次い

で「支援できることはない」、「広報支援」となっており、文化団体の要望と企業が支援をできることはある程度合致していることが伺えます。

⑤文化芸術活動への寄附

企業については約3割が寄附をしたと回答しており、県民では約1割の人が寄附をしています。また、企業に今後の県民への文化活動への支援について聞いたところ、「支援を行いたい」、「支援を検討したい」を合わせると5割を超える、前向きな回答がありました。

寄附を増やす方法として、県民では「寄附金の収支が明確になること」、大学生では「寄附先の情報が積極的に提供されること」の割合が高く、他方、企業、文化団体、文化施設では「寄附に対する控除など納税の際の優遇措置」が最も高い割合となっています。

⑥文化施設の利用

20歳以上の県民の半数以上が、この1年間に美術館・博物館を1回以上利用したことがあると回答しています。これは、内閣府の調査を若干上回る結果となっています。また、文化ホールへは、ほぼ半数近くが、この1年間に1回以上利用したことがあると回答しています。

今まで以上に、県内の美術館・博物館・文化ホールに行くために必要なことについて聞いたところ、県民では「展覧会・催し物の開催に関する情報をわかりやすく提供する」、大学生では「全国的あるいは世界的に著名な芸術家などの展覧会・催し物が開催される」、高校生では「入場料や使用料が安くなる」が最も高くなっています。これに対して、文化施設の利用増に向けた取組では「文化活動に関する情報の提供」が最も高く、次いで「設備を充実する」となっています。

⑦文化振興に関する施策の満足度と重要度

県民では「上毛かるたや群馬交響楽団などの群馬特有の文化の振興」が満足度・重要度ともに高くなっています。その他の施策については、重要度はすべて高くなっていますが、満足度はすべて平均値より低くなる結果となりました。中でも「次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供」の重要度は2番目に高いが、満足度はその他の施策と比較しても、低い結果となっています。

大学生でも「上毛かるたや群馬交響楽団などの群馬特有の文化の振興」が満足度・重要度ともに高くなっています。次に「伝統文化、有形・無形の文化財や歴史的な文書・記録の保存・活用（世界遺産などへの登録等を含む）」となっています。重要度では「次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供」が最も高く、満足度では「自主的に文化活動を行うための機会の充実」が最も低くなりました。

⑧文化の担い手

県民、大学生、企業、文化団体、文化施設とともに、8割を超える人たちが、県民一人一人が文化の担い手になることは大事だと考えています。

⑨文化活動の継続に必要なこと

県民、大学生、企業、文化団体、文化施設とともに、「誰もが自主的に文化芸術活動に参加しやすい環境づくり」が最も高くなっています。次いで「文化活動を支援する人材や団体の育成」と「文化活動に関する情報発信の充実」の割合が高くなっています。



(2) 課題

①地域の文化資産を活かした観光・地域振興

群馬が全国に誇る歴史文化遺産をはじめとした地域の文化資産を観光・地域振興に結びつけ、県内外に情報発信することで、本県の文化の実力に見合ったイメージアップを図る必要があります。

②情報提供のあり方

情報を受け取る側（ターゲット）の視点に立って、必要とする情報を的確に、ターゲットが利用する広報媒体で提供する必要があります。

③文化団体と企業とのマッチング

企業が県民の文化活動への支援を促進するため、企業側ができる支援と文化団体が期待する支援とのマッチングを図る必要があります。

④寄附文化の醸成

アンケートに回答した企業の5割以上が、「支援を行いたい」または「支援を検討したい」と回答しており、文化活動に対する寄附を増やすため、寄附がしやすい環境の整備に取り組む必要があります。

⑤文化施設の利用促進

文化施設の利用者を増やすためには、展覧会・催し物の開催に関する情報をわかりやすく提供するとともに、全国的あるいは世界的に著名な芸術家などの展覧会・催し物を提供する必要があります。

⑥群馬特有の文化の振興

群馬交響楽団や上毛かるたなどの群馬特有の文化の振興については、他の施策と比べて満足度・重要度ともに高いことから、継続して取り組む必要があります。

⑦子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供

子どもたちの豊かな心や感性を育むとともに、将来の文化芸術の担い手の子どもたちが文化芸術や伝統文化に触れる機会の充実に、これまで以上に取り組む必要があります。

⑧文化力の向上

文化芸術が県民に元気を与え、地域社会を活性化させて、心豊かな活力ある地域づくりを推進する力（文化力）を有していることを踏まえ、本県文化力の向上を図るため、県民ニーズにあった取組を積極的に進める必要があります。

⑨文化活動に参加しやすい環境の整備

8割を超える人たちが、県民一人一人が文化の担い手になることは大事だと回答していることから、本県の文化活動を活発にするためには、誰もが自主的に文化芸術活動に参加しやすい環境の整備や文化活動を支援する人材・団体の育成、情報発信の充実を図る必要があります。



第3章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性

【基本理念】

心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現を目指し、
先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

＜基本理念の考え方＞

今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきています。このような環境の中、県民による主体的で多様な文化活動を尊重することを基本として、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用などを図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深め、心豊かな活力ある地域社会の形成につながるものです。

本県の文化を取り巻く環境が大きく変化する中、昭和56年3月に県議会で議決された「文化県群馬」宣言の精神を引き継ぎ、心豊かな文化にあふれた活力ある群馬県を築いていきます。

—「文化県群馬」宣言（昭和56年3月群馬県議会決議）—

われわれの郷土群馬は、古代東国文化のふるさとの地であり、また近代日本の夜明けの時代に産業、教育、芸術など各分野でその先駆けとなった輝かしい歴史を残している。時あたかも21世紀を展望する80年代を迎えるこのふるさとの土壤の上に科学、芸術、教育をはじめとし、豊かな文化の創造と発展を期すべくその責務を痛感するものである。よって、本議会は、群馬のルネッサンスとも言うべき文化の高揚を目指して、県による条件整備を促進し、文化県群馬実現に向かって全力を挙げることを誓い、ここに「文化県群馬」を宣言する。

【基本目標】

1　自主性、創造性及び多様性の尊重

文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、文化活動を行う者又は文化活動を行う団体の自主性、創造性及び多様性を十分に尊重します。

2　県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備

文化活動が県民に喜びや感動、潤いを与えること、文化活動が地域の活性化につながるものであることを踏まえ、県民が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、文化の創造を行うことができる環境の整備を図ります。

3　文化の継承及び発展を担う人材・団体の育成

文化活動が子どもたちの豊かな心を育成することや、地域の支え合う力を維持することなどを踏まえ、文化の継承・発展を担う人材や団体の育成を図ります。

4　文化資産の保存及び活用

豊かな自然と、歴史風土に培われてきた地域における文化資産が、県民の貴重な財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであるとともに、観光や地域振興につながり、地域を活性化させていくものであることを踏まえ、文化資産の保存・活用を図ります。

5　情報の発信及び文化交流の促進

文化活動が国内外の人と人、地域と地域の相互理解を深めるために重要な役割を果たすものであることを踏まえ、多様な文化との交流に努めます。また、県民一人一人が群馬の歴史や文化を再認識するなど、文化に関する情報の発信力を強化します。

6　県民の文化活動への支援体制の充実

県民の文化活動が継続的に行われるものであることを踏まえ、県民の文化活動が活発に行われるよう、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関等と連携した文化振興施策の総合的な支援体制を充実します。

第4章 指針に基づく施策の推進に当たっての考え方

1 県民等との協調

指針に基づく施策の推進に当たっては、県民、市町村、大学、企業等との連携が不可欠であり、県政の基本姿勢である「対話と協調」のもと、県民が何を望み、何を必要としているか、しっかりと把握し、連携を密にして、県民目線で文化振興に取り組みます。また、地域の実情にあたきめ細かい文化振興施策を展開します。

2 長期的・広域的な視点での推進

本県の現状と県民ニーズ、時代の潮流を踏まえた、長期的かつ継続的な視点に立って施策を実施する必要があります。また、県と市町村の役割分担を明確にし、広域的な視点で、市町村と協力・連携しながら文化振興施策を推進します。

3 横断的かつ総合的な施策の実施

文化が広く社会への波及力を有することを考慮し、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、国際交流など他分野との連携を踏まえ、県庁内関係課、関係団体等の連携を強化し、横断的かつ総合的に文化振興施策を推進します。

4 実効性の確保

厳しい財政状況の中、群馬県文化振興基金を活用するとともに、各施策の評価・検証を行いながら、文化振興施策の着実な推進を図っていきます。

また、文化振興基金の充実を図るため、県民からの寄附を促進するための仕組みづくりを進めます。

5 必要な見直しの実施

本指針については、諸情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行います。

第5章 基本的な文化振興施策

群馬の風土に育まれた歴史と文化は、極めて大きな創造力と発信力を持っています。

こうした歴史や文化が持っている力を充分に發揮していくよう、東国文化に代表される、群馬の「だから」である地域の豊かな文化資産の価値を再認識し、観光や地域振興などに活かしていくとともに、多くの県民が本当の群馬のすばらしい姿を知り、人に伝えられるようになるよう取組を進めます。

そのため、次世代を担う群馬の子どもたちをはじめ、新しい時代の文化の担い手を育成するとともに、県民、市町村、企業、大学などと一体となった、新たな支援体制づくりに力を入れていきます。

1 自主性、創造性及び多様性の尊重

施策の実施に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利「文化的権利」であることを踏まえ、文化活動を行う者又は文化活動を行う団体の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されるよう努めます。

- 多様な文化活動を行っている県民同士が、それぞれの文化活動を尊重し合うよう、多様な文化に対する理解を深めるための施策に取り組みます。
- 県民が自主的に文化に対する関心を持ち、多様な文化に対する理解を深めるため、文化活動の紹介や文化に関する講座の開催など普及啓発に取り組みます。

【主な施策】

- ・ 群馬県文化基本条例及び指針の周知（文化振興課）
→ 群馬県文化基本条例及び群馬県文化振興指針の周知を図ります。
- ・ 文化情報ポータルサイトの設置（文化振興課）
→ 群馬県の文化に関する情報を総合的に発信するポータルサイトを立ち上げます。



文化基本条例制定記念シンポジウム
(パネルディスカッション)

2 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備

文化活動が県民に喜びや感動、潤いを与え、地域の活性化につながるものであることを踏まえ、県民一人一人が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、文化の創造を行うことができるような環境の整備を図ります。

(1) 芸術文化等の振興

①芸術文化の振興

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術文化、茶道、華道、書道その他の生活に係る芸術文化の振興、囲碁・将棋などの国民的娯楽の普及を図ります。また、映画、漫画、アニメーションなどのメディア芸術の振興に努めます。

- 県民が文化活動に積極的に参加できる環境整備を行うとともに、県民主体の文化を創造できるよう、県民芸術祭の充実など、県民による文化活動の発表の機会を増やします。
- 本県の文化力の向上に資する新たな取組や事業を拡大する取組、幅広く多様な芸術文化を振興・普及する取組等を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図ります。
- その居住する地域にかかわらず芸術文化に触れることができるよう、多様な芸術文化の鑑賞機会の充実を図ります。
- より多くの県民に優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、美術館・博物館におけるメリハリのある魅力的な企画展の開催及び群馬県民会館における公演の充実を図ります。
- 県のホームページ等を通じて、文化団体に対する国、県、公益財団等の各種助成制度等の情報収集及び提供を行います。
- 文化団体の行事やイベント等に対し、後援や知事賞等の交付を通じて、活動の広がりを促進します。
- メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）の製作、上映等に対する支援に努めます。
- 映画やドラマ、アニメーションなどの舞台など、新たな文化資産を活用した観光・地域振興の取組を促進します。

【主な施策】

- 文化づくり支援（文化振興課）

→ 「群馬の文化」形成につながる地域での多様で創造性豊かな文化活動に対して、財政的・人的支援を行います。また、文化活動への支援プログラムの立案や実施、支援策の評価等を行う専門機関（群馬版アーツカウンシル）の設置に向けて調査研究を行います。

- ・ 県民芸術祭の開催（文化振興課）
 - 多くの県民が芸術文化活動に積極的に参加できるように支援し、また、優れた芸術鑑賞の機会を提供することにより、個性豊かな県民文化の育成・創造を目指す文化芸術の祭典を開催します。
- ・ 教育文化事業団運営補助（文化振興課）
 - 県教育文化事業団の運営を支援することにより、個性豊かな群馬の芸術文化づくり、優れた芸術に親しむ機会の提供等を通して本県文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現を図ります。
- ・ 群馬交響楽団支援（文化振興課）
 - 県民の財産である群馬交響楽団を支援し、各種演奏会などの活動を通して県民が音楽に親しむ機会を提供します。
- ・ 群馬交響楽団支援 ((企) 発電課)
 - 電気事業収益の一部を用いて地域の文化振興に貢献するため、群馬交響楽団の運営を支援します。
- ・ はじめての文化体験事業（文化振興課）
 - 優れた文化活動を行っている県内のアマチュア団体を幼稚園・小学校等に派遣し、子どもたちに文化・芸術に親しむ機会を提供します。
- ・ 芸術文化団体助成（文化振興課）
 - 芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体が実施する事業に対して助成を行います。
- ・ 名義後援・賞状交付（文化振興課）
 - 文化振興事業を行う主催者に対し、後援者として県及び県教育委員会の名称の使用を承認し、また、賞状を交付することによって開催を支援します。
- ・ フィルムコミッショナ活動支援事業（企画課）
 - 「ぐんまFC連絡会議」設置等により関係団体との連携を図り、地域のFC活動の後方支援を行います。
- ・ メディア芸術推進事業（県民芸術祭）（文化振興課）
 - マンガやアニメーション、映像制作の楽しさを広め、作品発表の機会を提供することにより、本県のメディア芸術の振興を図ります。
- ・ 映像・映画文化振興（文化振興課）
 - 地域で活動するNPO法人と協働して活動する団体が実施する映画祭等運営経費の一部を負担し、地域における映画鑑賞機会の充実等を図ります。



県民芸術祭（演劇制作事業「絹の国から」）



県民芸術祭
(森とオーケストラ（群馬の森公園))

②群馬県特有の文化の振興

郷土に対する誇りと愛着を深め、地域の絆を強め、豊かな郷土づくりにつながるよう、群馬交響楽団や上毛かるたなどの群馬特有の文化の創造、育成、発展に取り組みます。

- 群馬らしい文化の高揚を目指し、本県の文化的風土を再評価し、本県特有の文化資産を活用した、広がりのある、豊かな郷土づくりや新たな群馬ブランドの創造につながる取組を支援します。

<群馬交響楽団>

- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、小中学生や幼児を対象とする移動音楽教室及び高校音楽教室を開催し、本県の優れた芸術文化に直接触れる機会を提供します。
- 県民に愛され支持されるオーケストラを目指し、自立的経営体制の確立に取り組むとともに、楽団のレベルアップを図り、本物の音楽の素晴らしさや感動を届けます。
- トップクラスの地方オーケストラとして活動範囲を県外へ拡げ、音楽を通じた文化交流を推進します。

<上毛かるた>

- 群馬の文化的風土の象徴として「上毛かるた」を再評価し、その活用を図ることにより、県民の郷土愛・群馬の歴史や文化に対する誇りを育みます。

【主な施策】

- ・ 文化づくり支援（文化振興課）(再掲 説明は 25 頁)
- ・ 群馬交響楽団支援（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- ・ 群馬交響楽団支援 ((企) 発電課) (再掲 説明は 26 頁)
- ・ 東国文化周知事業（文化振興課）
 - 古代の東国文化の中心地であり、東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産について調査研究を進め、再認識を促し、観光やイメージアップ等での活用を図ります。



群馬交響楽団支援（群響東京公演）

③創造性豊かな地域づくりの推進

文化を通じて地域の魅力を高めるとともに、県民生活に潤いをもたらす創造性豊かな地域づくりの推進に努めます。

- 地域で生まれた芸術祭や映画祭、コミュニティシネマなど、人々の文化を通じた交流が新たな「地域の絆」づくりにつながっていくよう、文化活動を市町村とともに支援します。
- 地域の文化資産を活用した創造性豊かな地域づくりにつながる取組を支援します。
- 本県の文化力の向上に資する、新たな取組や事業を拡大する取組を支援します。

【主な施策】

- 地域づくりネットワーク推進（地域政策課）
→ 地域づくり団体と県、市町村で構成する「群馬県地域づくり協議会」を通じて、多様な交流と連携を推進します。
- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- 東国文化周知事業（文化振興課）（再掲 説明は 27 頁）



地域の文化資産を活かした新たな取組（伊勢崎銘仙ファッショントショー）



芸術を活かした創造性豊かな地域づくり
(中之条ビエンナーレ)

④スポーツ文化及び科学の推進

スポーツが文化的な役割を果たしていることを踏まえ、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるような機会の充実などに努めます。また、科学に係る知識の集積が県民にとって文化的な資産であることを踏まえ、県民が科学に親しめる機会の提供などに努めます。

<スポーツ文化>

- 子どもが大人と一緒にスポーツに親しむことのできる機会の充実やプロスポーツを招ける施設整備を図り、世代を超えた人との交流の中で、豊かな人間性を育みます。
- 多くの県民が参加できるスポーツイベントの開催を促進します。また、地域では総合型地域スポーツクラブなど、地域住民が年齢・体力・技術などに応じて日常的なスポーツ活動を楽しむことのできる取り組みを支援します。
- 障害のある県民がスポーツに親しめるよう障害者スポーツの普及振興を図ります。

<科学>

- 子どもたちの科学に対する興味を喚起し、科学する心を醸成していくため、学校での理科教育の充実を図ります。
- 科学に親しむ機会や科学技術コミュニケーションの機会の充実を図るなど、明日の科学技術を担う人材の育成に取り組みます。

【主な施策】

- 社会体育大会開催派遣 ((教) スポーツ健康課)
→ ぐんま県民マラソン、群馬県民体育大会などを開催します。また、群馬県小学校総合体育大会開催に対し補助を行います。
- 広域スポーツセンター運営 ((教) スポーツ健康課)
→ 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援、クラブマネジャーやスポーツ指導者等の育成、スポーツに関する情報の収集や提供を行います。
- 県立学校体育施設開放 ((教) スポーツ健康課)
→ 生涯スポーツの普及・振興を図るため、学校体育施設を地域に開放します。
- 県立スポーツ施設管理・整備 ((教) スポーツ健康課)
→ 所管する県有施設（総合スポーツセンター、伊香保リンク、ライフル射撃場）の管理運営及び整備を行い、スポーツの普及振興を図ります。
- ふれあいスポーツプラザ管理運営 (障害政策課)
→ ふれあいスポーツプラザの管理運営を行い、障害者のスポーツの普及振興を図ります。
- ゆうあいピック記念温水プール管理運営 (障害政策課)
→ ゆうあいピック記念温水プールの管理運営を行い、障害者のスポーツの普及振興を図ります。

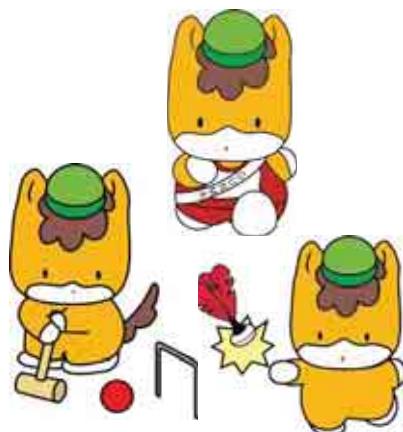
- ・ 障害者スポーツ大会の開催及び派遣（障害政策課）
 - 障害者スポーツの県大会を開催します。また、全国障害者スポーツ大会等に選手を派遣します。
- ・ 正田醤油スタジアム群馬の改修（都市計画課）
 - 正田醤油スタジアム群馬を陸上競技やJリーグにおける利用環境の向上に努めます。
- ・ 科学技術理解の増進（企画課）
 - こども科学教室、科学技術セミナーを開催します。また、夏休みイベントカレンダーを配布します。



ぐんま県民マラソン



総合スポーツセンター(ぐんまアリーナ)



(2) 文化活動の充実

① 県民の文化活動の充実

県民が芸術文化を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民が自主的に文化活動を行うための機会及び情報の提供に取り組みます。

- 県民が芸術文化を鑑賞する機会（受動的機会）や県民が自主的に文化活動を行うための機会（能動的機会）の充実、情報の提供に取り組みます。
- 県民が身近に芸術文化を享受できるよう、県内各地域における様々な芸術文化の公演、展示等に対する支援を行います。
- 県内各地域における創造的文化活動等を支援するとともに、地域住民の文化芸術活動への参加を促進します。
- 身近な場所での鑑賞機会の充実を促進します。
 - ・ アウトリーチ活動の促進
地域に密着した学校、公民館などに芸術家や芸術団体が出張して、公演や講座等を行う、いわゆるアウトリーチ活動を促進することにより、文化施設に足を運ばなくても、文化芸術体験ができるような機会の提供に努めます。
 - ・ アーティストボランティア活動の充実
社会福祉施設や病院などに長期入院、入所している方など文化施設に出かけることができない人たちに音楽等を鑑賞する機会を提供する取組を促進します。
 - ・ あらゆる場の活用
公共施設や空き店舗、商店街等におけるコンサートや展覧会の開催など、県民がより身近な場所で文化芸術に親しむ取組を支援します。
- 利用されていない歴史的建造物や工場、空き店舗などを地域の文化芸術の拠点として、アトリエや練習場などに転用する取組、未利用空間を利用したコンサートや展覧会の開催を促進します。
- 本県の文化力の向上に資する、新たな取組や事業を拡大する取組を支援します。

【主な施策】

- ・ 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- ・ 県民芸術祭の開催（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 教育文化事業団運営補助（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ はじめての文化体験事業（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）（文化振興課）
 - 小中学生に日本の伝統文化の一つである日本舞踊、邦楽及び人形芝居の鑑賞や体験の機会を提供し、伝統文化や芸術活動への関心を高め、情操を豊かにします。
- ・ 群響移動音楽教室、高校音楽教室（文化振興課）
 - 群馬交響楽団による小中学生、高校生を対象とした音楽教室を実施し、本物のクラシック音楽との出会いの場を提供します。

- ・ 幼児移動音楽教室（文化振興課）
 - 群馬交響楽団の楽団員を幼稚園、保育園に派遣し、幼児の段階から音楽に親しみ、音楽の楽しさを体験することで芸術を愛する心や心の豊かさ、想像力などを育てます。
- ・ 名義後援・賞状交付（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- ・ 映像・映画文化振興（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)



県民芸術祭（県展（美術展））



県民芸術祭（県展（大茶会））



県民芸術祭（県展（華道展））



県民芸術祭（県展（書道展））



県民芸術祭（県展（写真展））



はじめての文化体験事業

②高齢者の文化活動の充実

豊富な知識と経験を有する高齢者が、文化活動の重要な支え手であることを踏まえ、高齢者が行う文化活動の充実を図るとともに、高齢者が文化活動において活躍できる場の提供などに取り組みます。

- 社会参加と生きがいづくりを推進するため、シニア世代に創作活動の発表の場を提供します。
- 老人クラブの会員が日頃から研鑽を積み、健康づくりの一環として楽しんでいる芸能の成果を発表する場を提供します。
- 高齢者等の文化活動を支援する活動を行う団体等の取組を支援します。
- 高齢者が、その豊富な経験や知識等を文化芸術に活かせる取組を促進します。
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、県立文化施設のバリアフリー化を促進します。
- 本県の文化力の向上に資する、新たな取組や事業を拡大する取組を支援します。

【主な施策】

- ぐんまときめきフェスティバル開催（介護高齢課）
→ シニア世代に創作活動の発表の場を提供し、社会参加と生きがいづくりを推進するため、美術展、短歌大会、俳句大会等を毎年3月に開催します。
- 群馬県老人クラブ連合会芸能発表大会（介護高齢課）
→ 老人クラブの会員が日頃から研鑽を積み、健康づくりの一環として楽しんでいる芸能について、その成果を発表する場として、群馬県老人クラブ連合会が開催する芸能発表大会を支援します。
- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は25頁）



ぐんまときめきフェスティバル

③障害者の文化活動の充実

障害者が行う文化活動の充実を図るため、障害者が文化に親しむ機会の充実や障害者の文化活動が活発に行われるような機会の提供などに取り組みます。

- 身体障害者、精神障害者及び知的障害児者等が文化活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障害者アートフェスティバルの開催など、障害者が文化活動に取り組める場の充実を図ります。
- 点字図書、録音図書、字幕入りビデオ等の制作・貸出等を行い、障害者が郷土について知ることができます。
- 障害者等の文化活動を支援する活動を行う団体等の取組を支援します。
- 県立美術館・博物館における観覧料を無料にします。
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、県立文化施設のバリアフリー化を促進します。
- 本県の文化力の向上に資する、新たな取組や事業を拡大する取組を支援します。

【主な施策】

- 障害者週間記念行事「障害者作品展」(障害政策課)
→ 障害者に対する理解促進のため、障害者週間事業を実施します。
- こころのふれあいバザー展（障害政策課）
→ 精神障害者に対する理解促進のため、製作品を展示、販売します。
- 知的障害児者施設製作品展示（障害政策課）
→ 知的障害児者に対する理解促進のため、製作品を展示、販売します。
- 点字図書館の管理運営（障害政策課）
→ 点字図書や録音図書の貸出し等を行い、視覚障害者の社会参加を促進します。
- 聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理運営（障害政策課）
→ 字幕入りビデオや情報機器の貸出し等を行い、聴覚障害者の社会参加を促進します。
- 障害者情報化支援センターの管理運営（障害政策課）
→ 障害者に対し、パソコン活用の相談、支援を行う障害者情報化支援センターを運営します。
- 県立美術館・博物館の障害者への観覧料無料（文化振興課）
→ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき、観覧料を免除します。
- 文化づくり支援（文化振興課）(再掲 説明は 25 頁)



知的障害児者施設製作品展示
(群馬ナイスハートフェア)

④青少年の文化活動の充実

青少年を対象とした芸術文化の公演、展示等への支援をはじめ、青少年が行う文化活動の充実などに取り組みます。

- 青少年を対象とした芸術文化の公演、展示等への支援や、青少年が文化活動に取り組める場の充実を図ります。
- 将来、芸術文化の鑑賞者や芸術家、文化ボランティアとなって文化活動を担う青少年の豊かな感受性を育むため、優れた芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
- 県立美術館・博物館における中学生以下の観覧料を無料にし、高校生・大学生への観覧料の割引を行います。
- 本県の文化力の向上に資する、新たな取組や事業を拡大する取組を支援します。

【主な施策】

- 県立近代美術館青年ビエンナーレの開催（文化振興課）
→ 未来への飛躍を目指す若いアーティストたちの作品を全国から公募し、展覧会を開催します。〔隔年開催〕
- ぐんま新人演奏会の開催（県民芸術祭）（文化振興課）
→ 本県音楽界の新人に発表の機会を提供し、優れた音楽家の育成を図ります。
- 新進演奏家支援事業「グリーンコンサート」の開催（県民芸術祭）（文化振興課）
→ 新進気鋭の若手音楽家に発表の機会を提供し、本県音楽文化の振興を図ります。
- メディア芸術推進事業（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）



ぐんま新人演奏会（県民芸術祭）



新進演奏家支援事業
「グリーンコンサート」（県民芸術祭）

⑤学校教育における文化活動の充実

学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習など文化に関する教育の充実を図ります。また、文化団体などによる学校での文化活動を支援します。

- 子どもの時期から豊かな感性や創造性などを育むため、優れた文化芸術、地域の伝統文化などを直接鑑賞・体験する機会を提供するとともに、文化活動の成果発表や子ども同士が交流する場を設け、文化活動の定着や活性化を図ります。
- 群馬県高等学校総合文化祭の開催など、学校教育における児童・生徒が取り組む文化活動を支援します。
- 県立美術館・博物館における小中学生を対象に実施する美術鑑賞会やワークショップなど教育普及事業の充実を図ります。
- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、小中学生や幼児を対象とする移動音楽教室を開催し、本県の優れた芸術文化に直接触れる機会を提供します。
- 県立美術館・博物館における中学生以下の観覧料を無料にします。
- 地域に密着した学校、公民館などに芸術家や芸術団体が出張して、公演や講座等を行う、いわゆるアウトリーチ活動を促進することにより、文化施設に足を運ばなくても、文化芸術体験ができるような機会の提供に努めます。

【主な施策】

- 群馬県高等学校総合文化祭の開催 ((教) 高校教育課、特別支援教育室)
→ 群馬県内の公私立高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒による芸術・文化活動に関する総合的・象徴的な祭典を開催します。
- はじめての文化体験事業（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- 小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）（文化振興課）(再掲 説明は 31 頁)
- 群響移動音楽教室、高校音楽教室（文化振興課）(再掲 説明は 31 頁)
- 幼児移動音楽教室（文化振興課）(再掲 説明は 32 頁)
- 県立美術館・博物館の中学生以下の観覧料無料（文化振興課）
- ハートフルアート展 ((教) 特別支援教育室)
→ 県内の国公私立特別支援学校の児童生徒の作品を展示します。



群響移動音楽教室

(3) 文化施設における鑑賞機会の充実

県立文化施設（美術館、博物館、図書館、多目的ホールなど）を文化活動の拠点とし、文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を活かした文化芸術に関する教育及び普及啓発に取り組みます。また、より効率的に県立文化施設の維持・管理・運営ができるよう努めます。

<群馬県民会館>

- 優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう施設運営に取り組みます。
- 多目的ホールにおける創造活動や、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の研修への支援、情報提供等を充実するとともに、他のホールと連携した活動を促進します。
- より多くの県民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するため、群馬県民会館における公演の充実を図ります。

<県立美術館・博物館>

- 本県の文化振興の中心的な拠点として、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、生涯学習活動、ボランティア活動や観光等の拠点として積極的に活用され、県民の文化活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場として、その機能・役割を十分に発揮できるよう様々な施策に取り組みます。
- 県民の目線に立った館運営を進め、民間企業との共催などメリハリのある魅力的な企画展を開催するとともに、教育普及事業の充実を図ります。
- 県立美術館・博物館の生命線ともいべき美術品等の購入に努めます。
- 県内各地域の貴重な文化資産を計画的・戦略的に保存・活用を図るため、美術館・博物館、図書館、文書館等の連携を強化します。
- 優れた美術作品、文化財等を積極的に保存・公開するため、収蔵品目録の整備を進めるとともに、デジタル画像等のアーカイブ化を促進します。

<県立図書館>

- 県民のニーズを総合的かつ幅広く把握した図書館サービスを提供するため、効率的運営に取り組むとともに、地域情報・地域文化の拠点として、群馬県関係資料の網羅的収集・保存・提供に努め、これらの貴重な郷土資料等の特色ある資料を展示及びデジタル化により紹介します。

<施設の長寿命化>

- 利用者に安心で快適な空間を提供するため、長期保全計画を作成し、施設の長寿命化を図ります。

【主な施策】

- **近代美術館運営（文化振興課）**
 - 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、県民文化の振興に寄与するため、近代美術館を運営します。
- **館林美術館運営（文化振興課）**
 - 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、県民文化の振興に寄与するため、館林美術館を運営します。
- **歴史博物館運営（文化振興課）**
 - 郷土の歴史に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、歴史博物館を運営します。
- **自然史博物館運営（文化振興課）**
 - 自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、自然史博物館を運営します。
- **土屋文明記念文学館運営（文化振興課）**
 - 文学に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、土屋文明記念文学館を運営します。
- **文化施設活用推進「県立5館夏休みスタンプラリー」（文化振興課）**
 - 子どもたちが県立美術館・博物館へ行くきっかけを作るため、毎年夏休み期間中に、県立美術館・博物館を巡るスタンプラリーを実施します。
- **美術館等調査研究費（文化振興課）**
 - 県立美術館・博物館の充実を図るため、学芸員による調査研究を行います。
- **県立文化施設管理（文化振興課）**
 - 自然史博物館附帯ホール、県民会館について指定管理者による管理を行います。
- **文化施設維持整備（文化振興課）**
 - 県立美術館・博物館の展示機材、県民会館のホール照明器具等の修繕等を行います。
- **図書館運営（（教）生涯学習課）**
 - 読書活動の向上等を図るための資料を収集し、県民に公開するなど、県立図書館を運営します。



近代美術館



館林美術館



歴史博物館



自然史博物館



土屋文明記念文学館



県民会館



自然史博物館附帯ホール



県立図書館

<県立美術館・博物館の入館者数の推移>

館林美術館が開館した翌年に当たる平成14年度の入館者数52万4千人がピークで、以降減少傾向が続き、平成19年度には、近代美術館の臨時休館もあり、35万2千人まで減少しました。

ここ数年は、経営改善により増加傾向にあり、平成23年度には、50万5千人まで回復しました。

(4) 県民が文化活動を行う場の提供

県民に身近な文化活動の場を提供するため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を利用しやすくできるように努めます。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化団体、住民等が円滑に利用しやすい環境の整備に努めます。
- 学校教育に支障のない限り、学校施設の学校教育以外の利用や、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設の様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化団体、住民等の講演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用の促進に努めます。
- 利用されていない歴史的建造物や工場、空き店舗などを地域の文化芸術の拠点として、アトリエや練習場などに転用する取組、未利用空間を利用したコンサートや展覧会の開催を促進します。

【主な施策】

- 近代美術館運営（文化振興課）
→ 県民芸術祭参加事業（県展）の発表の場を提供しています。
- 館林美術館運営（文化振興課）
→ 小学生が実施する木版画展の発表の場を提供しています。
- 県立文化施設管理（文化振興課）
→ ロビーコンサートなど芸術文化の発表の場を提供しています。



近代美術館のホール展示
(県民芸術祭（県展（美術展）))



館林美術館の講堂展示（木版画展）

3 文化的継承及び発展を担う人材や団体の育成

県民の文化活動が自主的に行われ、継続し、発展していくために必要な人材や団体の育成などに取り組みます。

(1) 次世代を担う子どもたちの育成

次世代を担う子どもたちに豊かな人間性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、創造する機会を提供します。

- 子どもたちが豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、子どもたちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、文化施設、文化団体等が実施する取組を促進します。
- 子どもたちに文化芸術や伝統文化を指導、助言できる人材の育成や確保する取組を促進します。
- 学校等と連携しつつ、県立美術館・博物館における教育普及活動を充実することで、子どもたちの文化芸術に対する感性や、郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進します。
- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、小中学生や幼児を対象とする移動音楽教室及び高校音楽教室を開催し、本県の優れた芸術文化に直接触れる機会を提供します。
- 県立美術館・博物館における中学生以下の観覧料を無料にします。

【主な施策】

- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- はじめての文化体験事業（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- 小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 31 頁）
- 群響移動音楽教室、高校音楽教室（文化振興課）（再掲 説明は 31 頁）
- 幼児移動音楽教室（文化振興課）（再掲 説明は 32 頁）
- 県立美術館・博物館の中学生以下の観覧料無料（文化振興課）（再掲）



小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）

(2) 文化活動を行う者の育成等

文化活動を行う者の育成、文化を創造するための環境の整備、文化活動の成果を発表する機会の確保に関する支援に取り組みます。

- 多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくため、その担い手を育てるための環境の整備に取り組みます。
- 次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や、世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図ります。
- 大学や専門学校、NPO法人などと連携しながら、若手クリエーターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成します。

【主な施策】

- ・ 教育文化事業団運営補助（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 芸術文化団体助成（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 県立近代美術館青年ビエンナーレの開催（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ ぐんま新人演奏会の開催（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ 新進演奏家支援事業「グリーンコンサート」の開催（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ メディア芸術推進事業（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）



県立近代美術館青年ビエンナーレ

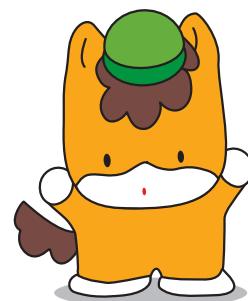
(3) 文化団体の育成等

文化団体が文化活動を自主的・継続的に行えるよう育成、支援に取り組みます。

- 多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくため、その担い手を育てるための環境の整備に取り組みます。
- 県民が文化活動に積極的に参加できる環境整備を行うとともに、県民主体の文化を創造できるよう、県民芸術祭の充実など、県民による文化活動の発表の機会を増やします。
- 本県の文化力の向上に資する新たな取組や事業を拡大する取組、幅広く多様な文化芸術を振興・普及する取組等を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図ります。
- 県のホームページ等を通じて、文化団体に対する国、県、公益財団等の各種助成制度等の情報収集及び提供を行います。
- 文化団体の行事やイベント等に対し、後援や知事賞等の交付を通じて、活動の広がりを促進します。

【主な施策】

- 文化づくり支援（文化振興課）(再掲 説明は 25 頁)
- 県民芸術祭の開催（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- 教育文化事業団運営補助（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- 芸術文化団体助成（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)
- 名義後援・賞状交付（文化振興課）(再掲 説明は 26 頁)



(4) 文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等

文化活動を支える活動を行う者や団体の育成及び確保を図るため、研修への支援や研修成果の発表の機会の確保に取り組みます。

- 地域の文化資産や文化情報に関する総合的な力を備え、ヒト・モノ・地域をつなぎ、県と連携して施策の推進に当たれる人材（文化づくりコーディネーター）の育成に取り組むとともに、人的ネットワーク化を促進します。
- 民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、文化団体や教育研究機関等と連携し、地域における多様な文化活動の担い手の育成を図ります。
- 文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者、美術館・博物館等における学芸員・各種専門職員など、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修の充実を図ります。
- 県民の文化芸術活動を支える質の高い文化ボランティアの活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進など、環境の整備を図ります。
- 県民主体の文化活動の活発化を図るため、文化活動を行う県民や団体へのサポート（中間支援機能）を担うアートNPO（文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図る活動を行っている特定非営利活動法人）等の取組を支援します。また、アートNPOが活動の幅を広げられるよう、ネットワーク化を促進します。
- 子どもたちに文化芸術や伝統文化を指導、助言できる人材の育成や確保を促進します。

【主な施策】

- ・ 文化情報ポータルサイトの設置（文化振興課）（再掲 説明は 24 頁）
- ・ 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）

(5) 顕彰制度の充実

文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めます。

- 文化芸術の普及・振興に貢献した個人、団体を顕彰するとともに、文化における創作活動を行う者の中特に優れた者の選奨等に努めます。

【主な施策】

- ・ 群馬県文化奨励賞、群馬県文学賞、県展山崎種二記念特別賞による顕彰
→ 芸術文化の振興・奨励を図るため、各種顕彰を実施します。



4 文化資産の保存及び活用

本県の「たから」である地域の多様で豊かな文化資産の保存・活用に取り組みます。また、地域における文化資産の価値を再認識し、地域の文化資産を活用した観光・地域振興に取り組みます。

(1) 伝統文化の保存等

各地域固有の伝統文化（民謡・民舞、神楽、歌舞伎、人形芝居、祭り囃子その他の伝統芸能及び地域の年中行事、わらべうた、昔話）の適切な保存、継承及び発展を図るために、伝統文化を継承していくための活動の支援に取り組みます。

- 地域に脈々と続いてきた祭りや伝統芸能について、後継者の育成や道具・衣裳の整備、発表・鑑賞の場の提供、活動団体の交流やネットワークづくりなど、次の世代への継承が円滑に進むよう支援を行います。
- 学校教育における伝統文化に親しむ機会の充実を図り、伝統文化への理解を深めます。

【主な施策】

- 伝統文化継承事業（文化振興課）
 - 地域の絆により古くから県内各地で伝えられ、守られてきた地域の伝統文化を継承するための活動を支援します。
- 小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 31 頁）



祭りの復活（世良田祇園まつり実行委員会）



子どもお囃子教室（沼田祇園囃子保存会連合会）



伝統文化 DVD（鬼石祭囃子保存会）



獅子頭の修繕（浜川町獅子舞保存会）

(2) 文化財等及び歴史的な文書等の保存等

有形及び無形の文化財並びにその保存技術（文化財等）が適切に保存され、活用されるよう、その修復、防災対策、公開等に対する支援に取り組みます。

また、郷土についての歴史的価値がある文書や記録の適切な保存、継承及び活用の推進を図ります。

- 貴重な文化財を次世代に継承するため、文化財の指定等を促進し、文化財の計画的な保存・整備・活用を推進します。また、遺跡や出土品等の埋蔵文化財を保存・活用するとともに、発掘調査などの成果を県民に公開します。
- 県民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が県民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進します。
- 県史や市町村史による地域の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、郷土への誇りと愛着を育むため、県史や市町村史等を活用した取組を支援します。

【主な施策】

- 史跡上野国分寺跡整備 ((教) 文化財保護課)
 - 史跡上野国分寺跡整備を推進することで、貴重な文化財の保護と活用、群馬県の核となる観光資源の整備を図ります。
- 文化財保存事業費補助特別枠 ((教) 文化財保護課)
 - 「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信事業の趣旨に沿った、市町村の実施する国指定文化財の保存・整備事業に対して補助します。
- 古墳情報発信事業 ((教) 文化財保護課)
 - 市町村と協働して古墳や出土物に関するイベントや展示、冊子の制作等を行います。
- 古墳総合調査 ((教) 文化財保護課)
 - 市町村と協働して県内の古墳に関する全数調査を行い、主な古墳の整備・活用の可能性を検討します。
- 観音山古墳保護管理運営 ((教) 文化財保護課)
 - 県が管理する史跡観音山古墳の保存・活用、さらに観光資源として来客者のサービスの充実を図ります。
- 上野国分寺跡保護管理運営 ((教) 文化財保護課)
 - 県が管理する史跡上野国分寺跡の保存・活用、さらに観光資源として来客者のサービスの充実を図ります。
- 金井東裏遺跡出土 甲装着人骨等調査 ((教) 文化財保護課)
 - 渋川市の金井東裏遺跡で発見された 甲よろい を着装した成人男性人骨等について、取扱い方法の検討や専門家による詳細調査を行います。
- 尾瀬山の鼻ビジターセンター運営 (自然環境課)
 - 特別天然記念物である「尾瀬」の、山の鼻ビジターセンターの管理運営を行います。また、自然解説、木道等公共施設の維持管理を行います。
- 重文群馬県行政文書保存管理 (文書館)
 - 重文指定されている「群馬県行政文書」の適切な保存管理と利活用を促進します。

- ・ 絵図資料のデジタル化（文書館）
 - 歴史的に貴重な絵図の恒久保存を計画的に進めます。
- ・ 文書調査員会議・現地調査（文書館）
 - 県内各地配置の調査員が地域所在の古文書調査や保存に関するアドバイスを行います。



史跡上野国分寺跡発掘調査
(高崎市・前橋市)



古墳総合調査



金井東裏遺跡現地公開（渋川市）



金井東裏遺跡出土 よろい 甲着装人骨(渋川市)



古墳情報発信事業
(古代東国文化サミット)
(高崎市上毛野はにわの里)

(3) 世界遺産等への登録等

世界遺産等への登録を目指す文化財については、その顕著な普遍的価値にかかる更なる調査研究などを行い、世界遺産登録に向け関係機関への働きかけを行います。

また、世界遺産登録後は、人類全体の財産として適切に保存し、広く活用することにより群馬の文化の発展を目指します。

- 世界遺産登録を目指す「富岡製糸場と絹産業遺産群」の4つの構成資産（富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴）をはじめ、県内に残る絹産業に関わる建造物や構造物、民俗や祭礼に関わる行事や芸能、関係資料などを展示した施設、稼働中の生産や流通施設などについては、市町村の推薦を基に知事が「ぐんま絹遺産」として登録し、ネットワーク化することでその保存及び活用の推進を図ります。

【主な施策】

- 世界遺産登録推進（世界遺産推進課）
 - 「富岡製糸場と絹産業遺産群」を保存・継承するため、ユネスコ世界遺産に登録を目指します。また、それらを活用した地域づくりを推進します。
- ぐんま絹遺産ネットワーク推進（世界遺産推進課）
 - ぐんま絹遺産の登録を進めるとともに、その保存及び活用のため、ぐんま絹遺産相互の関連を強化し、広報やイベント等の事業連携を推進します。
- 上信電鉄ステーション整備（交通政策課）
 - 世界遺産登録が見込まれる富岡製糸場との観光連携を促進するため、上信電鉄沿線の駅及び駅周辺の環境整備を重点的に実施します。
- 上信線活性化・再生対策（交通政策課）
 - 世界遺産登録を目指す富岡製糸場への重要な交通手段となる上信線が行う新型車両導入や設備整備などに対し、サービスの向上や安全運行の確保のための支援を行います。
- 社会資本総合整備事業（道路整備課）
 - 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産周辺の渋滞解消及びアクセス性向上のための道路整備を行います。
- 単独道路改築事業（道路整備課）
 - 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産周辺の渋滞解消及びアクセス性向上のための道路整備を行います。
- 社会資本総合整備事業（都市計画課）
 - 上州富岡駅及び駅周辺整備を行うことにより、富岡製糸場の玄関口としての拠点機能強化や景観整備を図り世界遺産登録に向けた環境整備を支援します。

<富岡製糸場と絹産業遺産群>

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、長い間生産量が限られていた生糸の大規模生産を実現した「技術革新」と、世界と日本との間の技術の「交流」を主題とした近代の絹産業に関する遺産で、2014年のユネスコ世界遺産への登録を目指しています。



国重要文化財・史跡「富岡製糸場」(富岡市)



国史跡「田島弥平旧宅」(伊勢崎市)



国史跡「高山社跡」(藤岡市)



国史跡「荒船風穴」(下仁田町)

<ぐんま絹遺産>

「ぐんま絹遺産」は、県知事がぐんまの「たからもの」として登録した絹の遺産で、現在78件が登録されています。これらをネットワーク化することで地域振興、観光、文化的事業などに役立たせていきます。



国登録文化財「旧曾我織物工場」(桐生市)



国天然記念物「薄根の大クワ」(沼田市)



県重要文化財「旧上毛モスリン事務所」
(館林市)



国重要文化財「富沢家住宅」(中之条町)

(4) 地域の文化資産の活用

地域における文化資産（伝統文化、文化財等、世界遺産等、景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産）の価値を再認識し、地域の文化資産を活用した観光・地域振興に取り組みます。

- 古代東国の文化の中心地であり、東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産の調査研究を進め、長期的な展望を持って県民と市町村とが一体となって必要な整備を進めながら、群馬の魅力を全国に発信します。
- 地域の文化資産を活かした観光・地域振興につながる取組を支援します。
- 群馬の地域に根付いた文化活動を支援し、新たな群馬ブランドの創造を目指します。
- 歴史文化遺産等を活用したテーマ性のある観光素材について、市町村等と連携して磨き上げ、誘客を推進するとともに、リピーターの増加を図ります。
- 本県が輩出した偉人の活動や精神を発信するとともに、偉人を通じて、地域への愛着や誇りを深め、魅力ある地域づくりを進める取組を促進します。
- 群馬県に根付く伝統工芸品を「群馬県ふるさと伝統工芸品」に指定するとともに、高度な技術・技法を持つ技能者を「群馬県ふるさと伝統工芸士」として認定し、伝統工芸品製造従事者の社会的地位の向上と後継者育成を進めます。
- 全国に向けた群馬の魅力的な文化資産のPRに力を注ぎ、イメージアップの推進を図ります。

【主な施策】

- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- 東国文化周知事業（文化振興課）（再掲 説明は 27 頁）
- 「上州人宰相」記念室（文化振興課）
 - 戦後、本県は4人の総理大臣を輩出しています。この4人の総理大臣の功績を顕彰するため記念室を設置し、各総理大臣のプロフィールなどを紹介しています。
- 史跡上野国分寺跡整備（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 文化財保存事業費補助特別枠（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 古墳情報発信事業（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 古墳総合調査（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 観音山古墳保護管理運営（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 上野国分寺跡保護管理運営（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 金井東裏遺跡出土 甲装着人骨等調査（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- 中小企業パワーアップ資金（地域経済活性化要件）（商政課）
 - 地場産業や伝統的工芸品産業の振興の観点から、地域の振興や地域経済の活性化に資する事業を行う中小企業者を対象に、運転・設備資金を融資します。

- 群馬県ふるさと伝統工芸品展（工業振興課）
 - 群馬県ふるさと伝統工芸品の魅力を多くの人に伝え、理解を深めてもらうため、展示・販売会を実施します。
- 千客万来支援事業（観光物産課）
 - 集客力のあるワンランク上の観光地を実現し、多くのリピーター(常連客)を獲得するため、市町村や民間団体が取り組む企画の優れたハード・ソフトの観光振興施策・事業に対し支援します。
- 日本絹の里運営（蚕糸園芸課）
 - 伝統ある群馬県蚕糸絹業の歴史・技術に関する展示のほか、染織等の体験機会を提供します。



東国文化周知事業（岩宿ムラ収穫まつり）（みどり市）

＜市町村での活用事例＞



下仁田ジオパーク（跡倉クリッペ）（下仁田町）



保渡田八幡塚古墳
(国史跡「保渡田古墳群」)（高崎市）

(5) 文化資産を活かしたまちづくり

地域における文化資産が文化の基盤をなすことを踏まえ、地域の文化資産を活かしたまちづくりを行う市町村等に対して、必要な情報の提供、助言を行います。

また、公共の建物等を建築する場合は、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化などと調和を保つように努めます。

- 地域の良好な景観・風情の形成などに関わる住民の取組のサポートや道路景観整備等を通じて、地域のまちづくりを支援します。
- 地域の個性を活かした魅力あるまちづくりのため、地域固有の景観・歴史・文化を活かし、「誇り」や「愛着」を与えられるまちづくりに取り組みます。
- 市町村、住民及び事業者の地域特性を活かした景観づくりを支援・援助することにより、地域に根ざした景観形成の推進を図ります。
- 伝統的建造物群保存地区の保存に関し、市町村に対して必要な指導、助言等を行います。

【主な施策】

- 景観行政の推進（都市計画課）
 - 古くから地域の風景として人々の心に染み込み、地域の大きな魅力となっている歴史的遺産・伝統行事などを保護し、活用することにより、歴史・伝統が感じられる、個性豊かで深みのある景観形成を推進します。
- 単独道路景観整備（道路整備課）
 - 自然、歴史、文化、景観等の地域資源の有効活用を図るために、沿道の方々との協働による協議会形式で計画を策定し、沿道と一体となった道路空間における景観整備を推進します。



国名勝「樂山園」(甘楽町)

5 情報の発信及び文化交流の促進

県民の文化活動をより活発にするため、文化に関する情報の収集・発信に取り組みます。また、本県が全国に誇る文化資産を県内外に向けて発信します。

(1) 文化に関する情報の収集や発信

県民の文化活動の促進及び文化資産を活用した地域の振興を図るために、文化に関する情報を収集するとともに、地域における文化資産及び地域の魅力を国内外に発信する活動を促進します。

- 県、市町村、公立文化施設が開催する文化芸術の催しをはじめ、民間の文化団体が実施するイベント（営利目的等での開催を除く。）の情報や、地域や学校等において実技指導や講義などを行うことのできる芸術家、指導者、文化団体等の情報を収集し、県のホームページで紹介します。
- 県民、市町村、芸術家、文化団体、NPO法人、文化ボランティアなどが、県の文化振興に関する施策の内容や専門的知識等を把握することができるよう、積極的に情報提供を行うとともに、相談、助言等の窓口機能の充実を図ります。
- 先駆的な取組、観光・地域振興につながる事業など、他の文化活動の参考となる事例や本県の文化の現状や取組などを紹介する場や仕組みをつくります。
- 全国に向けた群馬の魅力的な文化資産のPRに力を注ぎ、イメージアップの推進を図ります。

【主な施策】

- ・ 文化情報ポータルサイトの設置（文化振興課）（再掲 説明は 24 頁）
- ・ 東国文化周知事業（文化振興課）（再掲 説明は 27 頁）
- ・ 古墳情報発信事業（（教）文化財保護課）（再掲 説明は 46 頁）
- ・ 「群馬の魅力みんなでPR」事業（企画課）
 - 群馬の魅力を紹介する冊子の発行及び群馬の魅力発信サイトの運営を行います。
- ・ 県ホームページ運営等（広報課）
 - 県ホームページをはじめ、各種広報媒体を通じて本県が全国に誇る文化資産を県内外に向けて発信します。



「群馬の魅力みんなでPR」事業（群馬の魅力発信サイト）

(2) 文化を通じた地域間交流や国際交流の推進

文化活動に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めます。

特に、本県には多様な文化、生活習慣、価値観を有する外国人県民が多く居住していることを踏まえ、外国人県民と地域住民との文化活動における交流を促進するため、外国人県民が地域の一員として文化活動に参加できるような環境づくりに努めます。

- 地域の文化への理解を深め、地域が培ってきた文化の再発見や新しい文化の創造を促すため、地域を越えた文化活動の交流の推進に取り組みます。
- 多様な文化への理解を深めるため、文化活動を通じた国際交流、異文化交流の推進に努めます。
- 多文化共生への理解を深めるため県民への意識啓発を進めるとともに、日本語の習得・効果的な情報の提供など外国人県民の自立に向けた支援や、他県・市町村・大学・NPO等と連携した推進体制の整備などに取り組みます。

【主な施策】

- 伝統歌舞伎の祭典（県民芸術祭）（文化振興課）
 - 地域に残る伝統歌舞伎の上演を行い、郷土色豊かな伝統文化の保存・継承を図ります。
- 地域文化フェスティバル開催支援（芸術文化団体助成）（文化振興課）
 - 年間2地域で、舞踊・音楽・郷土芸能等の発表や各種作品の展示を実施する地域文化フェスティバルの開催を支援します。
- 草津夏期国際音楽アカデミー＆フェスティヴァル開催支援（芸術文化団体助成）（文化振興課）
 - 本県の豊かな音楽文化の創造と発展を図るために、世界的な音楽家を招へいして開催されるアカデミー（講習会）やコンサート等の開催を支援します。
- 県民の意識啓発（NPO・多文化共生推進課）
 - 県民の多文化共生への理解を深めるため、ワークショップや研修会などを開催します。
- 外国人県民の自立支援（NPO・多文化共生推進課）
 - 外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備します。
- 多文化共生推進体制の整備（NPO・多文化共生推進課）
 - 多文化共生を推進するため、県内関係機関、団体等からなる多文化共生の地域づくりを推進する組織の設置など、推進組織を整備します。



伝統歌舞伎の祭典（県民芸術祭）



草津夏期国際音楽アカデミー
(ヴァイオリンクラス)

6 県民の文化活動への支援体制の充実

文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、県の支援体制を整備するとともに、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関などとの連携強化に努め、各種施策を推進します。

また、新たな支援体制づくりを進め、県民の文化活動が自立的・持続的に行うことを可能とするための環境の整備に努めます。

(1) 文化活動に係る研究教育機関等の充実

文化に関する調査研究の充実を図るため、大学その他の研究教育機関の機能の強化に努めます。

- 大学等の教育機関や県立の文化施設等における文化芸術に係る教育、研究の充実や研究教育機関との連携強化に努めます。

【主な施策】

- 県立女子大学群馬学センター運営（県立女子大学）
→ 群馬の特性、魅力や諸問題を再認識し、新たな地域文化創造や、県民の郷土愛醸成につなげる「群馬学」推進に当たり、県民や県内外の有識者と幅広く意見交換する群馬学センターを運営します。



群馬学シンポジウム

(2) 文化活動に対する企業等の支援の促進

企業による県民の文化活動への理解や支援しようとする気運が高まるように努めます。また、企業による県民の文化活動への支援を促進するための環境の整備に努めます。

- 県内企業への文化情報の提供などについて働きかけを進め、メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術を支援する活動）を促進します。
- 文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するため、寄附文化が醸成されるよう環境の整備に努めます。
- 文化に関わる方々をはじめ、広く県民に対して、文化活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、様々な方法による文化活動への支援の事例等について、情報の収集及び提供を行います。
- 文化活動を積極的に支援する企業に対する顕彰制度を新設します。

(3) 多様な主体との連携による支援体制の整備

市町村、民間の団体、企業等の連携強化に努めるとともに、他の分野との協力の促進に努めます。

- 施策の実施に際して、国、地方公共団体、企業、芸術家、文化団体、NPO法人、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関等との役割を明確化し、相互の連携強化に努めます。
- 県立の文化施設と市町村立の文化施設との連携強化、ネットワークづくりを進めることで、文化芸術を担う人材の育成やノウハウの共有化などを図ります。
- 地域の様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家及び文化団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努めます。
- 学識経験を有する方や文化活動を行っている方などにより組織された「群馬県文化審議会」を通して、県民意見を文化振興施策に反映させます。
- (公財)群馬県教育文化事業団が、本県文化振興の中心的推進主体として幅広い事業展開を行っていることから、事業団と連携、協力しながら効果的な文化振興事業の推進を図るとともに、事業団の機能強化に努めます。
- 群馬県文化協会連合会が、本県文化の中心的な活動主体として様々な文化団体と連携し、県内各地域で文化祭を開催してきていることから、同連合会と連携した文化振興の取組の強化に努めます。

【主な施策】

- 群馬県文化審議会運営（文化振興課）
→ 文化振興指針や文化の振興に関する重要事項などについて調査審議する群馬県文化審議会を運営します。
- 教育文化事業団運営補助（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- 芸術文化団体助成（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）

(4) 県の支援体制の充実

県庁内の支援体制を整備するとともに、限られた財源の中、県民目線により事業の重点化を図り「群馬県文化振興基金」の活用等、実効性の確保に努めます。また、文化活動への支援に当たっては、「補助」から未来への「投資」といった視点に立ち、第三者機関において事前・事後評価するなど、新しい仕組みづくりを進め、文化振興施策の着実かつ継続的な実施を図ります。

■ 県庁内支援体制の整備

幅広い分野において総合的に文化行政に取り組む必要があることから、県庁内の全庁的かつ横断的な支援体制を整備します。

■ 基金への寄附の充実

群馬県文化振興基金を活用した事業のPR活動を積極的に展開し、県民からの寄附を広く募り、基金の財源の確保と充実に努めます。

■ 新しい仕組みづくり

文化活動への支援プログラムの立案や実施、支援策の評価等を行う専門機関（群馬版アーツカウンシル）の設置に向けた調査研究を進めます。

【主な施策】

- 群馬県文化振興基金運用（文化振興課）
→ 文化振興施策に資する事業を推進するため、群馬県文化振興基金を運用し、活用を図ります。
- 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）

参考資料

1 群馬県の現状

(1) 本県の人口の推移等 → 人口減少社会の到来と少子高齢化

全国の人口の推移を見ると、平成 22 年にピーク（128,057 千人）となり減少していくことが予想されています。

本県の人口の推移を見ると、平成 12 年をピーク（2,025 千人）に減少傾向にあり、直近では、平成 22 年に 2,008 人（全国第 19 位）となっています。

また、本県の高齢化の状況を見ると、直近の平成 22 年では 23.4% となっており、24 年後の平成 47 年には 34.0% になり、三人に一人が高齢者になることが予想されます。

一方、出生数及び合計特殊出生率の状況を見ると、直近の平成 23 年では出生数が 15,637 人、合計特殊出生率が 1.41 となっています。昭和 40 年の 27,885 人、2.21 と比較するとそれぞれ 12,248 人、0.8 の減となっており、少子化が進んでいることがうかがえます。

人口と高齢化率の推移(群馬県)

		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2011	2015	2020	2025	2030	2035
人口(全国)		99,209	104,665	111,939	117,060	121,048	123,611	125,570	126,925	127,767	128,057	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679
群 馬 県	総人口(a)	1,606	1,659	1,756	1,849	1,921	1,966	2,004	2,025	2,024	2,008	1,961	1,908	1,845	1,776	1,699
	うち65歳以上(b)	110	131	154	184	215	256	313	367	417	470	537	571	575	574	577
	高齢化率(c)=(b)/(a) × 100	6.8%	7.9%	8.8%	10.0%	11.2%	13.0%	15.6%	18.1%	20.6%	23.4%	27.4%	29.9%	31.2%	32.3%	34.0%

出生数と合計特殊出生率の推移(群馬県)

		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011		
出生数		27,885	29,429	29,616	25,140	22,917	19,470	19,431	19,445	17,134	17,044	16,310	16,023	15,637		
合計特殊出生率		2.21	2.16	1.99	1.81	1.85	1.63	1.56	1.51	1.39	1.40	1.38	1.46	1.41		

※厚生労働省「人口動態調査」を使用

(2) 本県の伝統文化の継承状況

市町村合併による地域活動の広域化や山間地での過疎化が進む中、コミュニティが崩壊しつつあり、地縁的なつながりや人と人との絆が希薄になってきています。

県内の伝統文化継承に係る実態調査を平成 20 年に実施した結果、神楽・獅子舞等の民俗芸能の約 4 分の 1、祭り・行事の約 1 割近くが「継承の危機」にあることがわかっています。

伝統文化継承状況

民俗芸能				祭り・行事				
総件数	復活	中断中	廃絶	総件数	復活	危機	中断中	廃絶
855	11	197	23	846	5	26	11	37
(構成比)			24.4%	(構成比)				8.7%

2 群馬県の文化の現状

(1) 文化活動団体数等

① 文化活動団体数

平成23年において各市町村文化協会に加盟している団体数は3,159団体であり、71千人が活動していますが、平成11年と比較すると団体数は825団体の減、会員数は43千人の減となっており、団体数及び所属人数ともに減少傾向にあります。

◆文化活動団体数

*各市町村文化協会加入団体数・所属人数(単位:団体、千人)

	H11	H16	H21	H22	H23
団体数	3,984	3,932	3,490	3,375	3,159
所属人数	114	103	83	78	71

(資料) 群馬県文化協会連合会

② NPO法人数(文化芸術関係)

平成24年において文化芸術活動を活動分野の一つに含むNPO法人の割合は41.1%(312団体)であり、全国の34.2%を上回っています。また、平成21年に比べ49団体増えています。

さらに、文化芸術活動を主たる活動分野とするNPO法人の割合は9.4%(71団体)となっています。

◆関連NPO法人認証数

	H18	H21	H24
群馬県	205 (41.7%)	263 (40.9%)	312 (41.1%)
全国計	9,590 (32.0%)	12,909 (33.1%)	15,852 (34.2%)

*「学術、文化、芸術又はスポーツの振興をする活動」を、活動分野の1つに含む法人(単位:法人(NPO法人総数に対する割合: %))

*H18及びH21は12月31日、H24は9月30日現在

(資料) 内閣府

	H18	H21	H24
群馬県	36 (7.3%)	59 (9.2%)	71 (9.4%)

*同分野を、「主たる活動分野」とする法人

*H18及びH21は12月31日、H24は8月31日現在

(資料) 群馬県

③ 公立文化会館の主・共催公演数

平成19年度において公立文化会館で主催または共催した公演件数は、438件、全国で第22位となっています。全国平均の468件を下回っています。また、時系列で見ると、平成10年度に比べ37件の減となっています。

◆公立文化会館の主・共催によるホールでの舞台芸術・芸術公演の件数 (単位:件)

年度	H10	H13	H16	H19
群馬県	475	504	511	438
[全国順位]	[第17位]	[第18位]	[第13位]	[第22位]
全国計	19,210	24,138	20,650	22,014
全国平均	409	514	439	468

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

(2) 県民の文化芸術の鑑賞の動向活動

① 県民芸術祭入場者数

県民芸術祭は、平成 10 年では 83 事業、268 千人の入場者がありました
が、平成 23 年では 13 事業が増え 96 事業となっているものの、入場者数は
204 千人と 64 千人減少しています。

◆県民芸術祭 入場者数 (単位：千人、件)

	H10	H15	H20	H23
入場者数	268	483	192	204
事業数	83	72	98	96

(資料) 群馬県

② 公立文化会館入場者数

公立文化会館で主催または共催する公演の入場者数は、平成 19 年度では、
270 千人（全国第 16 位）であり、全国平均の 279 千人を 9 千人下回っています。

◆公立文化会館での主・共催によるホールでの
舞台芸術・芸術公演の入場者数 (単位：千人)

年度	H10	H13	H16	H19
群馬県	328	311	303	270
[全国順位]	[第10位]	[第16位]	[第14位]	[第16位]
全国計	11,181	12,283	11,435	13,095
全国平均	238	261	243	279

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

③ 美術館・博物館入館者数及び県民会館の利用者数

県立 5 館（美術館・博物館）の年間入館者は、平成 23 年では、505 千人
となっており、平成 15 年に比べ 21 千人、平成 20 年に比べ 76 千人増えています。
また、県民会館（ベイシア文化ホール）の利用者数（年間のべ人数）は、
平成 23 年では 242 千人となっており、減少傾向にあります。

◆美術館・博物館 入館者数

* 県立 5 館の合計 (単位：千人)

	H15	H20	H23
群馬県	484	429	505

(資料) 群馬県

◆県民会館（ベイシア文化ホール）利用者数

(単位：千人、%)

	H10	H15	H20	H23
群馬県	362	341	314	242
稼働率	60.4%	62.6%	62.4%	55.3%

(資料) 群馬県

(3) 文化施設数及び地方公共団体の予算

① 施設数（博物館）

博物館数は、平成23年10月1日現在、23館（全国第20位）となっています。全国平均を4館下回っています。

また、人口100万人当たりの博物館数は、平成23年度で、12.0館（全国第21位）となっています。全国の9.9館と比べ2.1館上回っています。

◆博物館数（動・植物園、水族館を除く）

（単位：館）

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	16	18	21	23
【全国順位】	〔第25位〕	〔第24位〕	〔第20位〕	〔第20位〕
全国計	1,020	1,105	1,154	1,261
全国平均	22	24	25	27

◆人口100万人当たり博物館数

（単位：館）

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	7.9	8.9	10.4	12.0
【全国順位】	〔第27位〕	〔第26位〕	〔第19位〕	〔第21位〕
全国計	8.0	8.6	9.0	9.9

注）本表は博物館法上の博物館を示す。

館数は、10月1日現在。

（資料）文部科学省「社会教育調査」

② 施設数（文化会館）

文化会館数は、平成23年10月1日現在、42館（全国第16位）となっています。全国平均を2館上回っています。

また、人口100万人当たりの文化会館数は、平成23年度で、21.0館（全国第18位）となっています。全国の14.6館と比べ6.4館上回っています。

◆文化会館数

（単位：館）

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	41	42	43	42
【全国順位】	〔第16位〕	〔第17位〕	〔第16位〕	〔第16位〕
全国計	1,832	1,885	1,893	1,867
全国平均	40	40	40	40

◆人口100万人当たり文化会館数

（単位：館）

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	20.2	20.8	21.4	21.0
【全国順位】	〔第17位〕	〔第18位〕	〔第16位〕	〔第18位〕
全国計	14.4	14.8	14.8	14.6

注）館数は、10月1日現在

（資料）文部科学省「社会教育調査」

③ 施設数（公民館）

公民館数は、平成23年10月1日現在、225館（全国第33位）となっています。全国平均と比べ87館下回っています。

◆公民館数

(単位：館)

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	227	227	224	225
[全国順位]	[第35位]	[第34位]	[第34位]	[第33位]
全国計	17,947	17,143	15,943	14,681
全国平均	381	364	339	312

注) 館数は、10月1日現在

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

④ 施設数（公立図書館数）

公立図書館数は、平成23年10月1日現在、53館（全国第22位）となっています。全国平均と比べ16館下回っています。

◆公立図書館数

(単位：館)

年度	H14	H17	H20	H23
群馬県	38	37	38	53
[全国順位]	[第28位]	[第30位]	[第31位]	[第22位]
全国計	2,714	2,955	3,140	3,249
全国平均	57	62	66	69

注) 館数は、10月1日現在

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

⑤ 地方公共団体の芸術文化経費

芸術文化経費（予算）の決算額（都道府県十域内市町村分の合計額）について見ると、平成 9 年度では 7,373 百万円、平成 22 年度では 5,356 百万円となっており、2,017 百万円の減となっています。平成 22 年度の全国平均は 5,132 百万円であり、全国平均と比較すると 224 百万円上回っています。

一方、都道府県のみの決算額を見ると、平成 9 年度では 2,499 百万円、平成 22 年では 1,350 百万円となっており、1,149 百万円の減となっているものの、平成 22 年度の全国平均 1,285 百万円と比べ 65 百万円上回っています。

◆芸術文化経費の決算額（単位：百万円）

*都道府県十域内市町村分の合計額

年度	H9	H14	H19	H22
群馬県 [全国順位]	7,373 [第14位]	6,394 [第14位]	4,445 [第17位]	5,356 [第13位]
全国計	317,427	304,361	244,176	241,209
全国平均	6,754	6,476	5,195	5,132

*都道府県のみ

年度	H9	H14	H19	H22
群馬県 [全国順位]	2,499 [第7位]	2,628 [第7位]	1,437 [第13位]	1,350 [第12位]
全国計	79,991	72,902	58,762	60,407
全国平均	1,702	1,551	1,250	1,285

(資料) 文化庁「地方における文化行政の状況」

3 県民等の文化行政に関する意識調査結果

(1) 調査の目的

群馬県文化振興指針の策定に当たって、本県の文化行政に対する県民等の意識を調査しました。

(2) 調査対象

① アンケート調査

■個人

- ・県内在住の満20歳以上の男女（県民）
2,000標本 → 513標本（回収率25.7%）
- ・県内大学生
400標本 → 209標本（回収率52.3%）
- ・県内高校生
401標本 → 401標本（回収率100%）

■企業

- ・群馬県内に本社を置く企業（直近（平成23年3月末まで）の売上高10億円以上）
1,500標本 → 381標本（回収率25.4%）

■文化団体

- ・県民芸術祭参加団体、市町村文化協会、県の後援事業実施団体、過去に県が助成した団体及び文化芸術・まちづくりNPO法人
400標本 → 186標本（回収率46.5%）

■文化施設

- ・文化ホール61施設及び美術館・博物館等82館（県立を含む。）
143施設 → 83標本（回収率58.0%）

② 聞き取り調査

21カ所 → 県有施設 942標本、県有施設以外 1,086標本

※「県有施設」及び「県有施設以外」の区分は、聞き取り調査を実施した場所

※「県有施設」は、県立美術館・博物館5館、県有施設5施設

※「県有施設以外」は、商業施設3施設、観光施設3施設、觀光地3ヶ所、中心市街地2ヶ所

<調査期間>

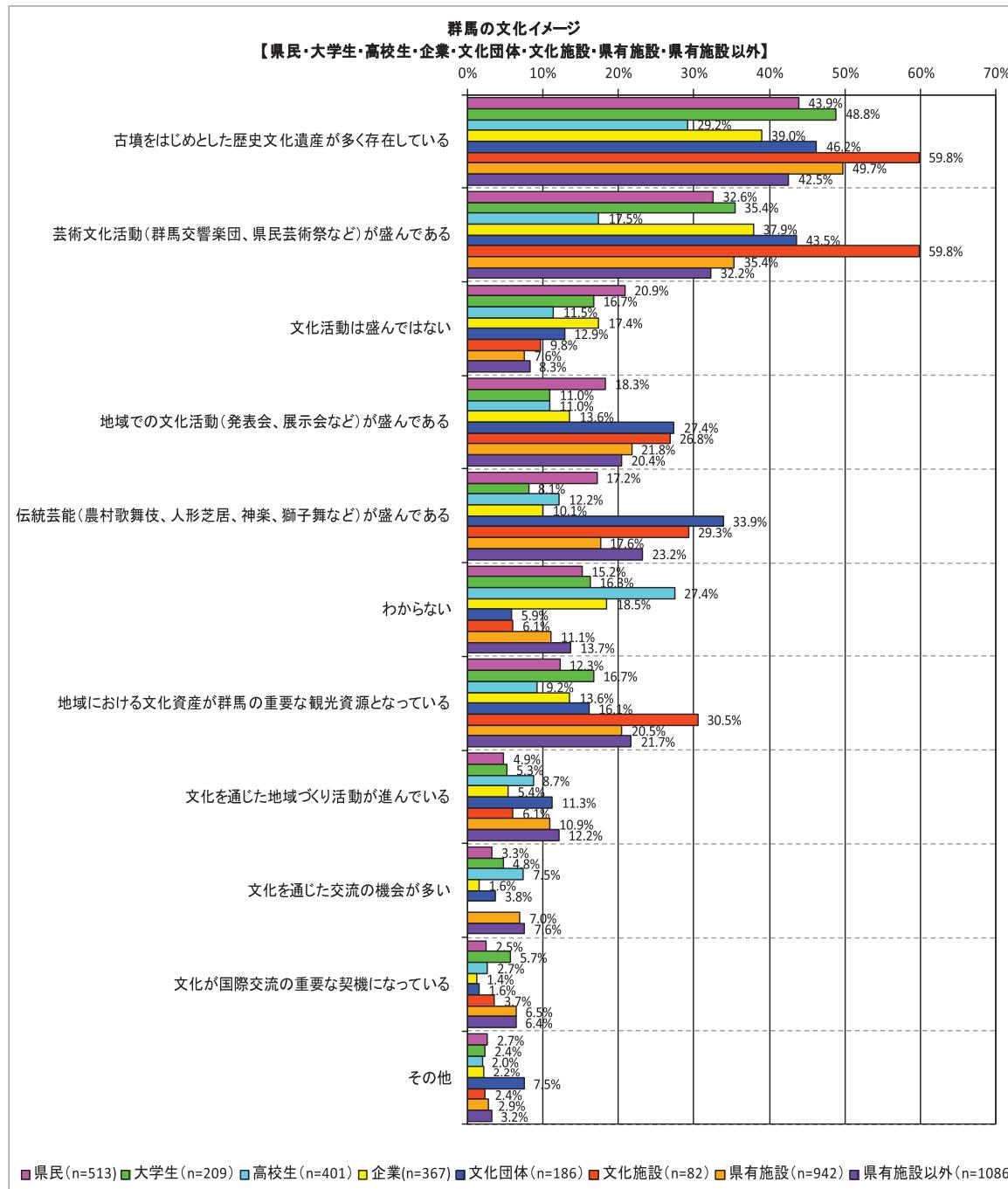
- | | |
|-----------|------------|
| 1 アンケート調査 | 平成24年7月～8月 |
| 2 聞き取り調査 | 平成24年7月～8月 |

【アンケート概要】

1 群馬の文化イメージ

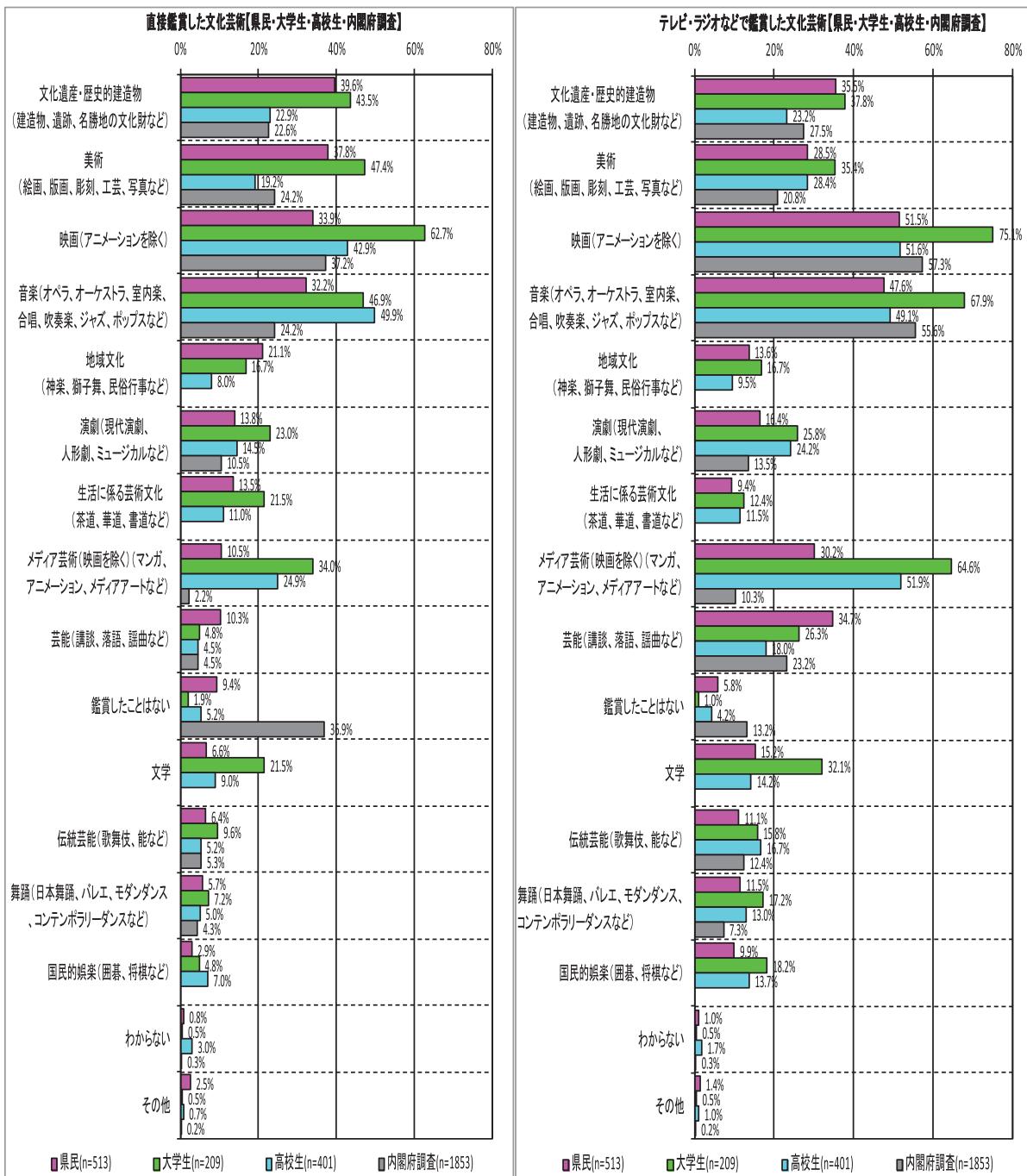
全区分において「古墳をはじめとした歴史文化遺産が多く存在している」(県民 43.9%)が最も高い割合となっており、次いで高校生を除き「芸術文化活動(群馬交響楽団、県民芸術祭など)が盛んである」(県民 32.6%)となっています。

一方、「地域の文化資産が群馬の重要な観光資源となっている」(県民 12.3%)や「文化を通じた地域づくり活動が進んでいる」(県民 4.9%)と回答した割合は低く、地域の文化資産が観光・地域振興に結びついていないことがうかがえます。



2 この1年間に鑑賞した文化芸術

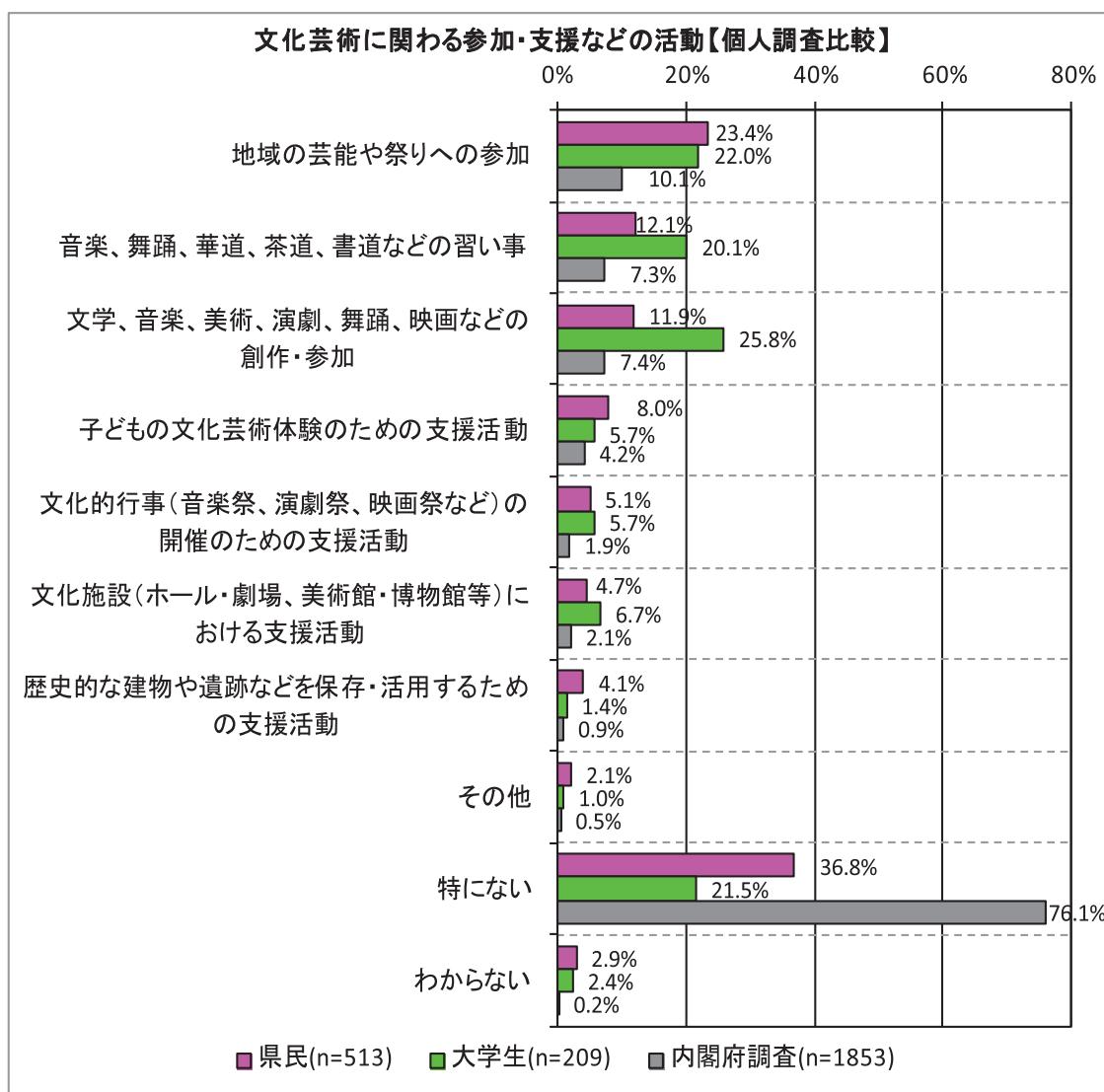
直接鑑賞した文化芸術は、県民では「文化遺産・歴史的構造物」(39.6%)、大学生では「映画」(62.7%)となっています。一方、テレビ・ラジオなどで鑑賞した文化芸術は、全ての区分において「映画」が最も多くなっています。



3 この1年間に文化芸術に関わる参加・支援などの活動

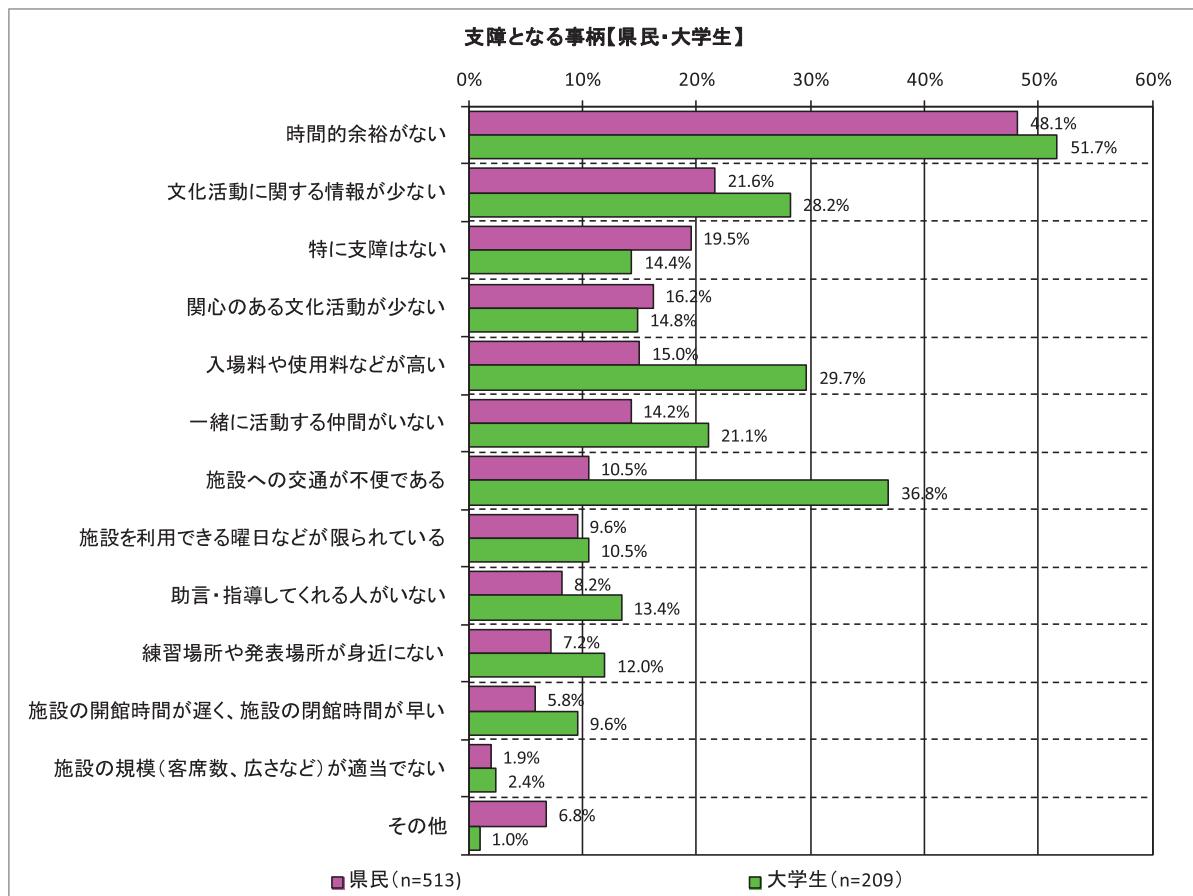
県民では、「地域の芸能や祭りへの参加」(23.4%)、「音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事」(12.1%)の割合が高く、大学生では、「文学、音楽、美術、演劇、舞踊、映画などの創作・参加」(25.8%)、「地域の芸能や祭りへの参加」(22.0%)の割合となっています。

また、内閣府調査では、「特にない」(76.1%)となっていますが、今回の調査からは、「特にない」(県民 36.8%、大学生 21.5%)となっており、県民が文化活動に積極的に参加していることがうかがえます。



4 文化芸術活動を行う上での支障

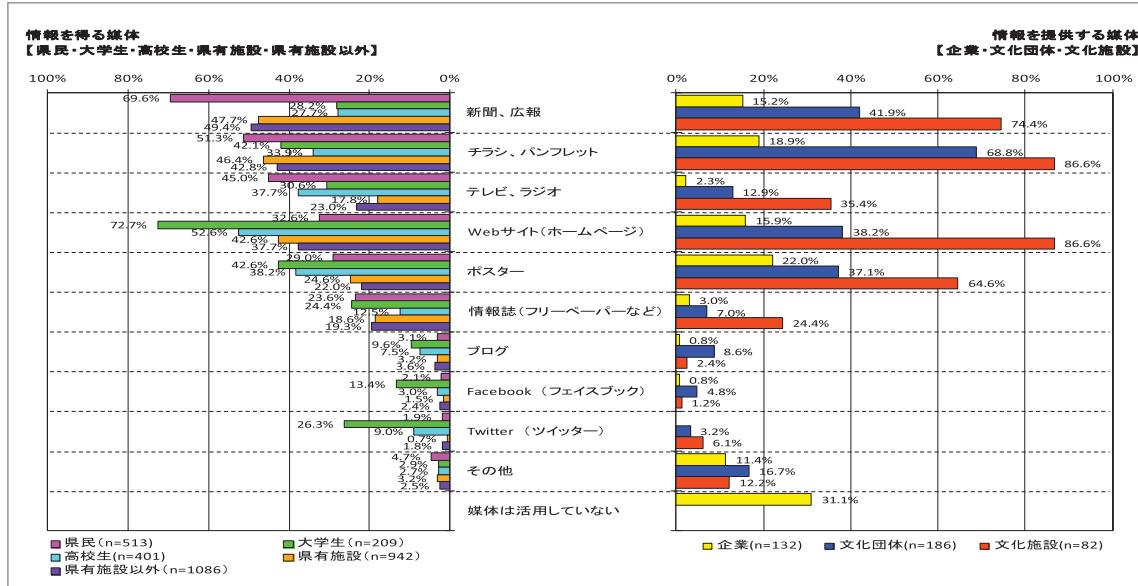
「時間的余裕がない」が県民(48.1%)、大学生(51.7%)ともにそれぞれ1番高くなっていますが、「施設への交通が不便である」では、県民(10.5%)と大学生(36.8%)では、26.3ポイントもの差があります。



5 文化芸術活動に関する情報媒体

情報を得る媒体として、「新聞、広報」が県民(69.6%)、県有施設(47.7%)、県有施設以外(49.4%)で最も高く、また、「Web サイト」が大学生(72.7%)、高校生(52.6%)で最も高くなっています。

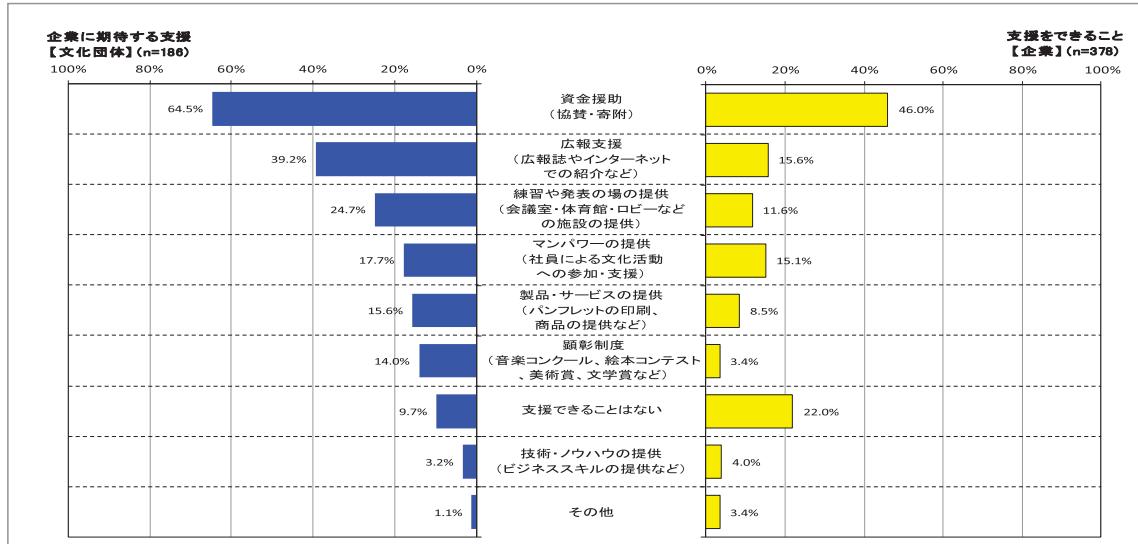
これに対し、情報を提供する媒体は、企業では「媒体は活用していない」(31.1%)、文化団体では「チラシ、パンフレット」(68.8%)、文化施設では「チラシ、パンフレット」「Web サイト」(86.6%)となっており、情報の提供・取得する媒体において相違があることがうかがえます。



6 文化団体が企業に期待する支援と企業ができる支援

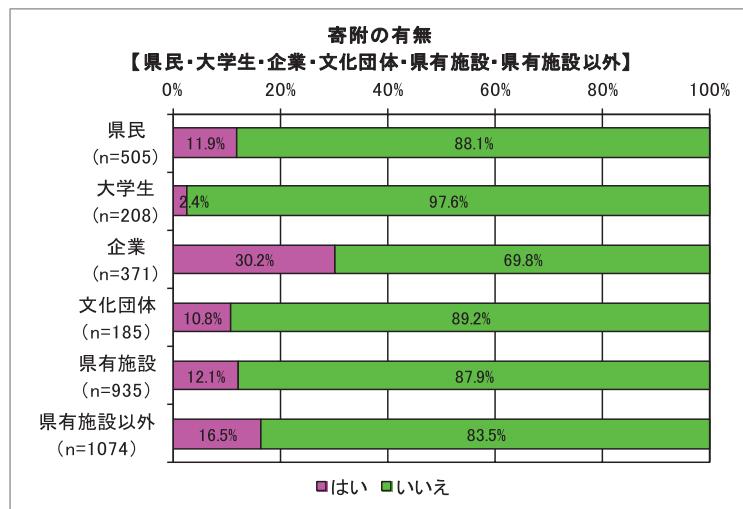
文化団体が企業に期待する支援は、「資金援助」(64.5%)が最も高く、次いで「広報支援」(39.2%)となっています。

これに対し、企業が支援をできることでは「資金援助」(46.0%)が最も高く、次いで「支援できることはない」(22.0%)、「広報支援」(15.6%)となっており、文化団体の要望と企業が支援をできることはある程度合致していることがうかがえます。



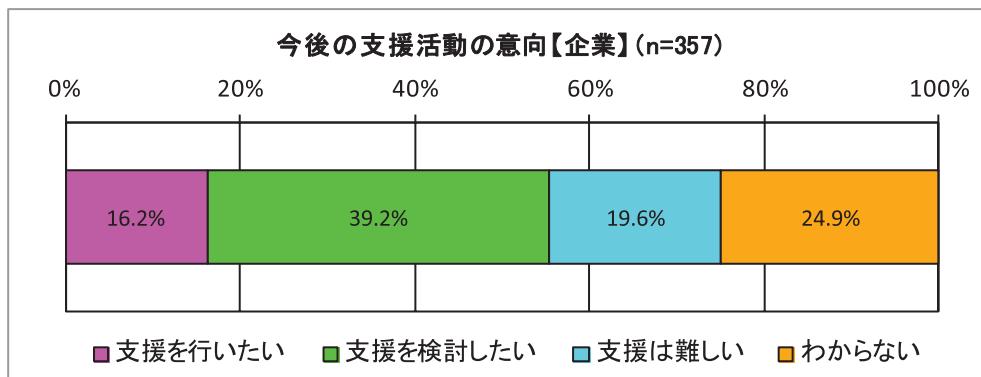
7 この1年間の文化芸術活動に関わる寄附

企業については30.2%が寄附をしたと回答しており、県民では約1割の人が寄附をしています。



8 県民の文化活動に対する今後の支援

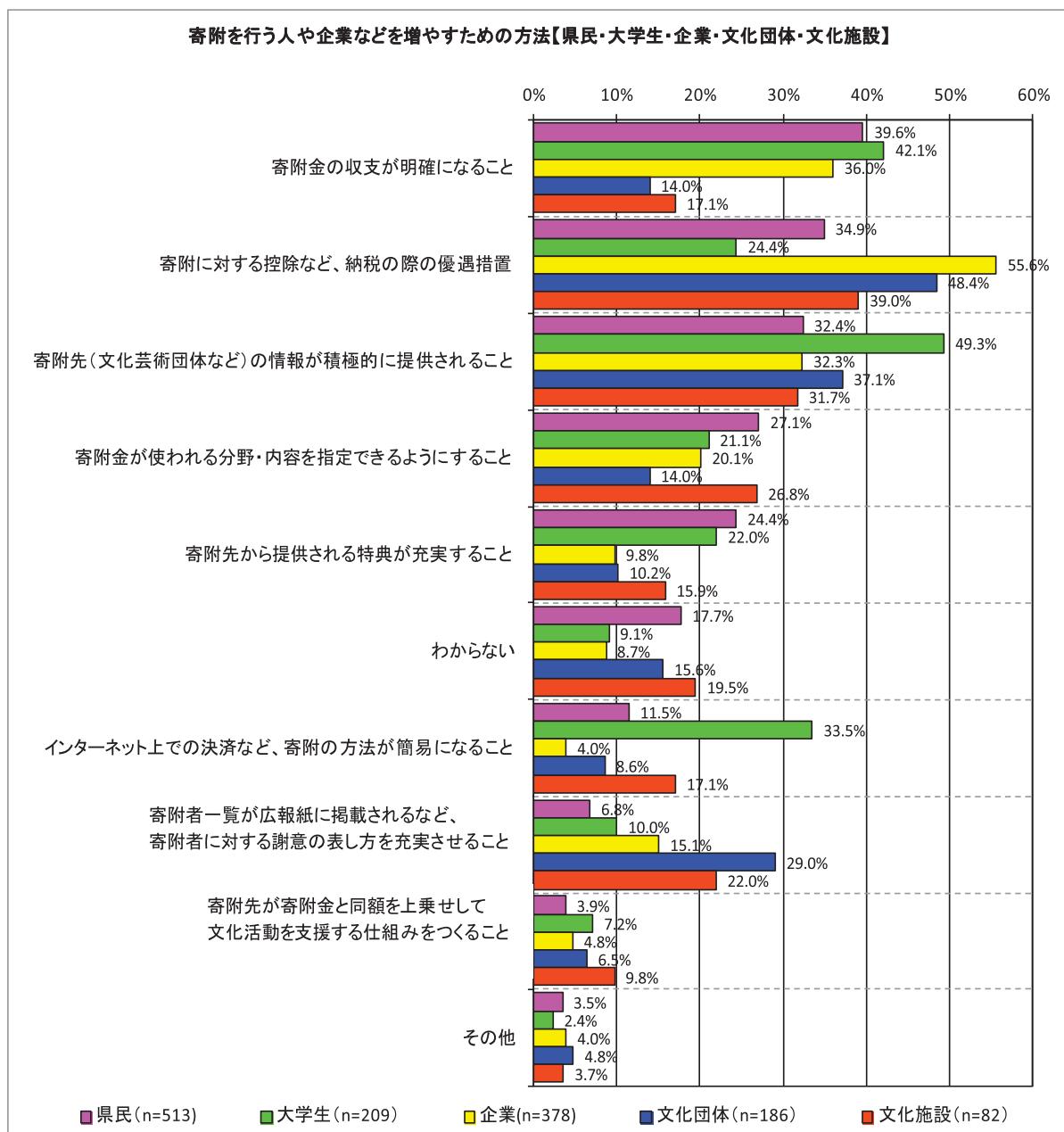
「支援を行いたい」と「支援を検討したい」を合わせると5割を超えており、県民の文化活動に対する支援を前向きに行いたいと回答しています。



9 文化芸術活動に関する寄附を行う人や企業を増やすための方法

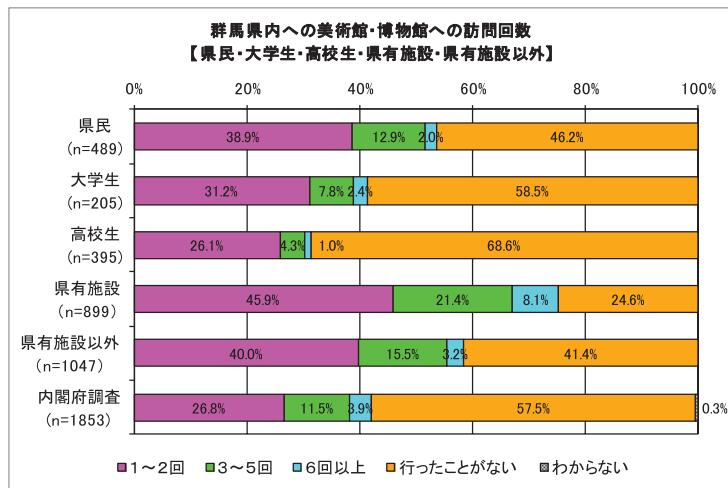
県民では「寄附金の収支が明確になること」(39.6%)、 大学生では「寄附先の情報が積極的に提供されること」(49.3%)となっています。

他方、企業(55.6%)、文化団体(48.4%)、文化施設(39.0%)では「寄附に対する控除など納税の際の優遇措置」が最も高くなっています。



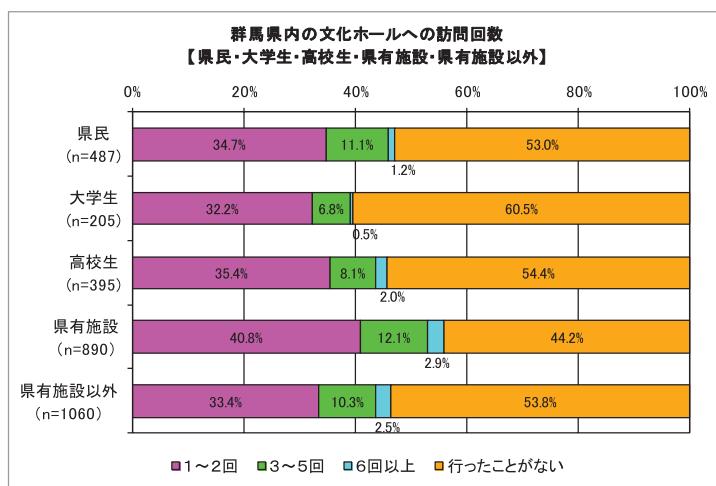
10 この1年の美術館・博物館の利用回数

県民(53.8%)、県有施設(75.4%)、県有施設以外(58.7%)とも、半数以上の人
がこの1年間に美術館・博物館を1回以上利用したことがあると回答しています。



11 この1年間の文化芸術の鑑賞などで文化ホールの利用回数

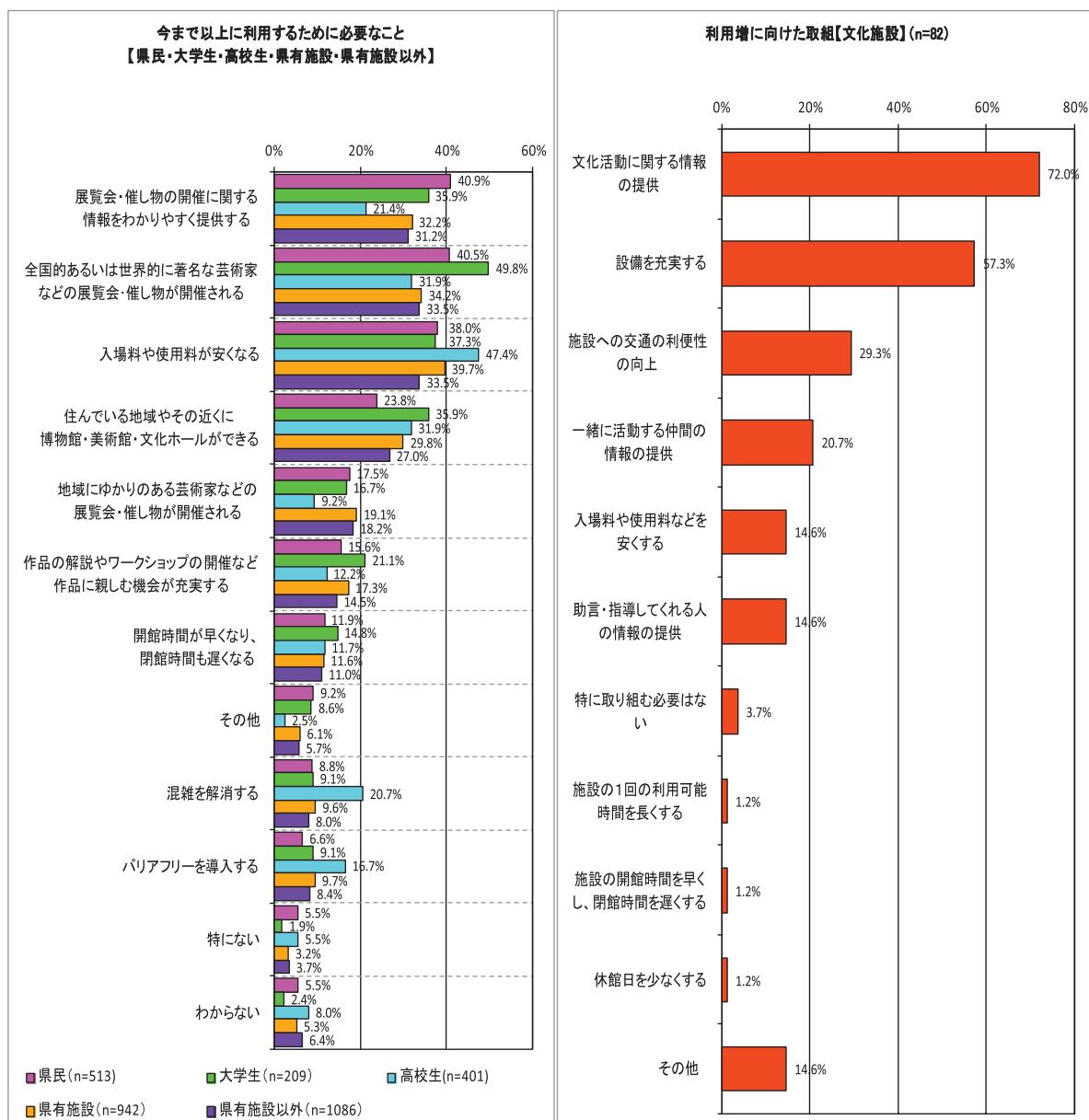
県民(47%)、県有施設(55.8%)、県有施設以外(46.2%)では、ほぼ半数近くの
人がこの1年間に文化ホールを1回以上利用したことがあると回答しています。



12 今まで以上に、県内の美術館・博物館・文化ホールに行くために必要なこと

県民では「展覧会・催し物の開催に関する情報をわかりやすく提供する」(40.9%)、大学生では「全国的あるいは世界的に著名な芸術家などの展覧会・催し物が開催される」(49.8%)、高校生、県有施設、県有施設以外では「入場料や使用料が安くなる」がそれぞれ 47.4%、39.7%、33.5%と、それぞれ最も高くなっています。

これに対し、文化施設の利用増に向けた取組では「文化活動に関する情報の提供」(72.0%)が最も高く、次いで「設備を充実する」(57.3%)となっています。

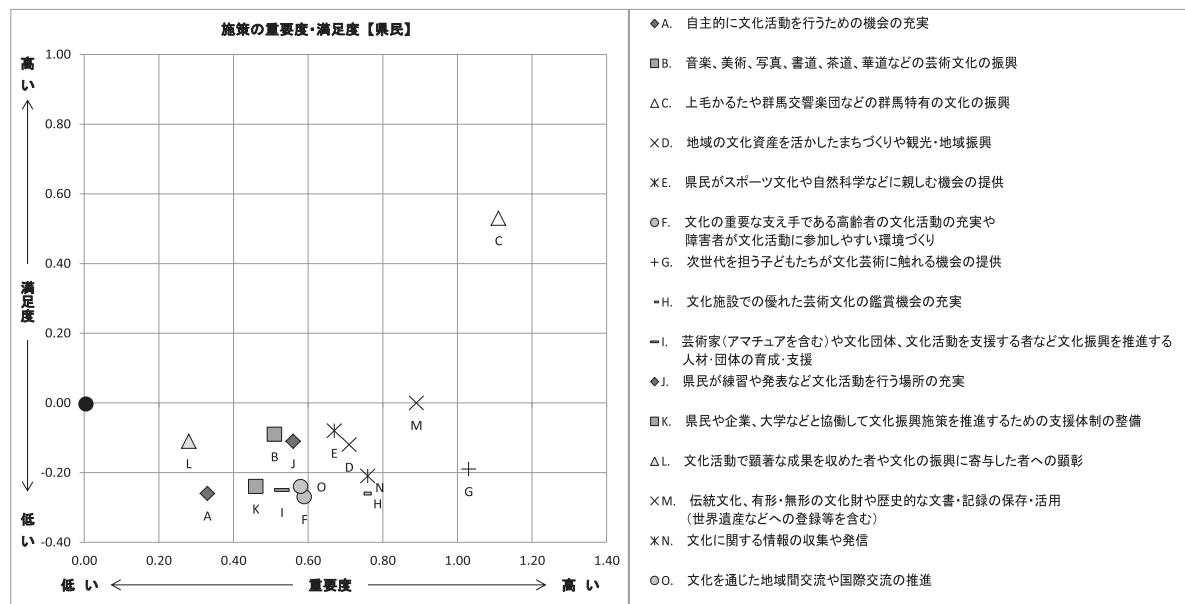


13 文化振興に関する施策の満足度と重要度

県民では「上毛かるたや群馬交響楽団などの群馬特有の文化の振興」が満足度・重要度ともに高くなっています。

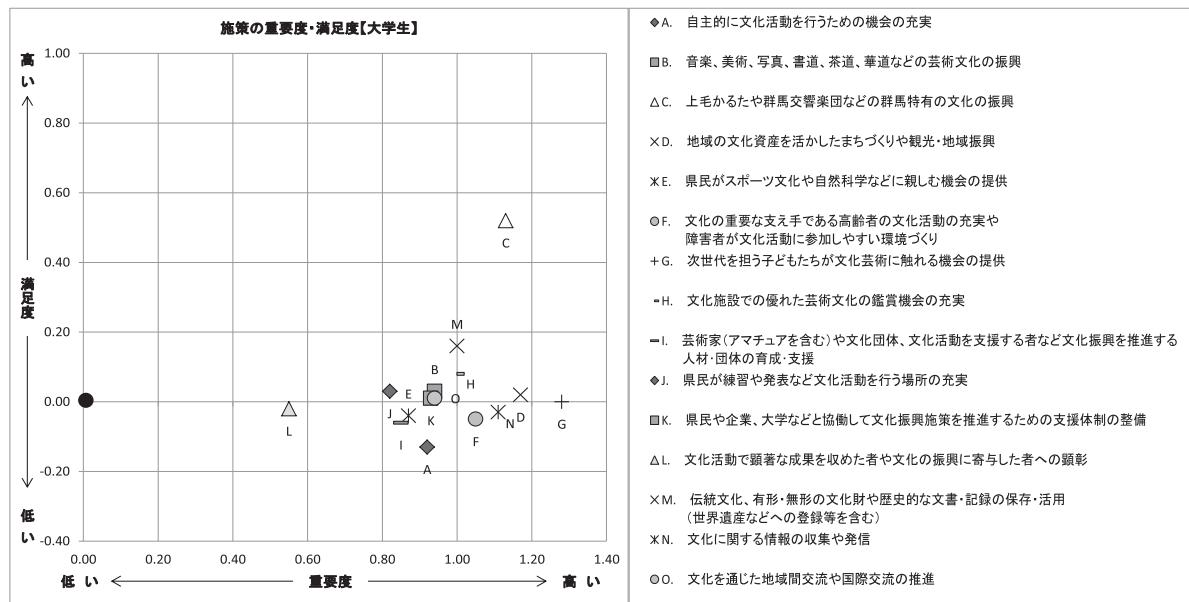
その他の項目については、重要度はすべて高くなっていますが、満足度はすべて低くなる結果となりました。

中でも「次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供」は重要度は二番目ですが、満足度はかなり低い結果となっています。



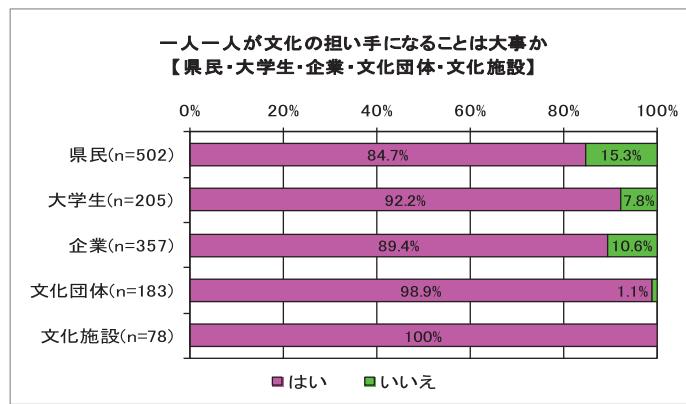
大学生でも「上毛かるたや群馬交響楽団などの群馬特有の文化の振興」が満足度・重要度ともに高く、次いで「伝統文化、有形・無形の文化財や歴史的な文書・記録の保存・活用（世界遺産などへの登録等を含む）」となっています。

重要度では「次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供」が最も高く、満足度では「自主的に文化活動を行うための機会の充実」が最も低くなりました。



14 文化の担い手について

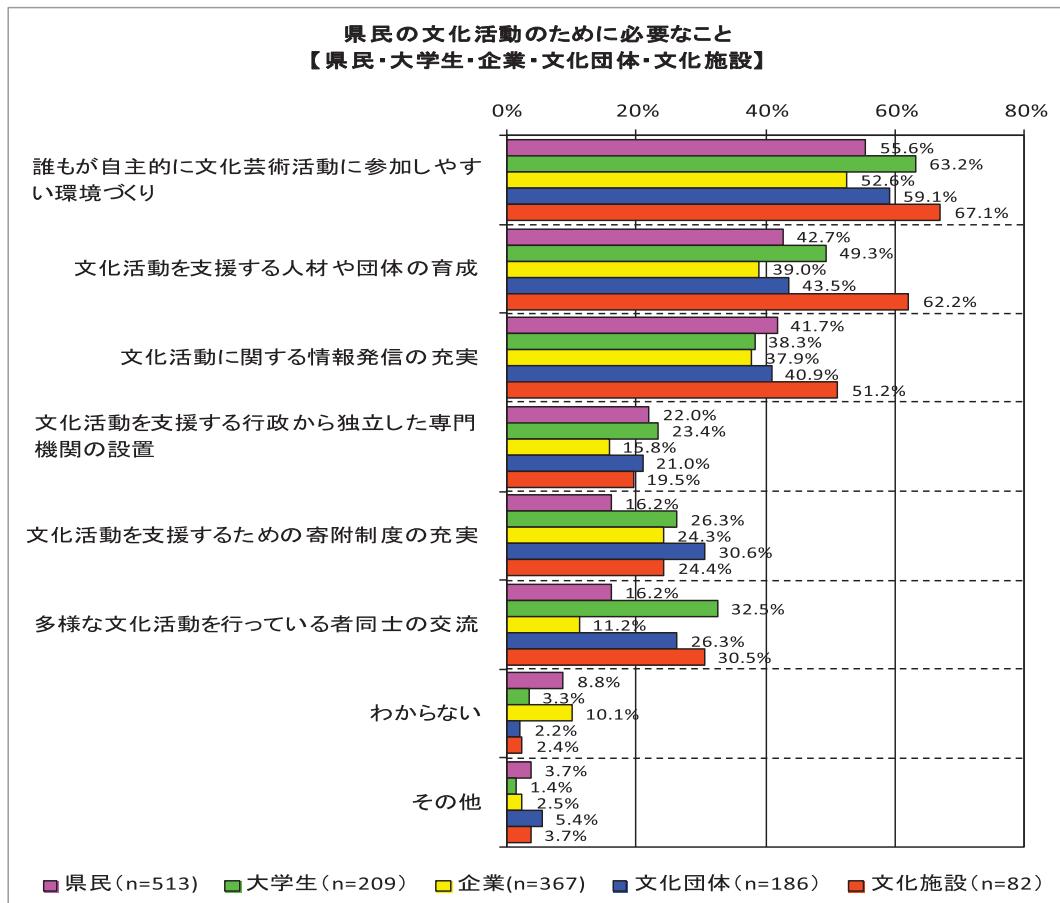
一人一人が文化の担い手になることは大事だと思うかについては、全区分で「はい」を選択した割合が80%を超えており、一人一人が文化の担い手になることは大事だと考えている人が多いことがうかがえます。



15 文化活動の自主性を尊重しつつ、活動が継続して行われていくために必要なこと

すべての区分において「誰もが自主的に文化芸術活動に参加しやすい環境づくり」が最も高くなっています。次いで「文化活動を支援する人材や団体の育成」となっています。

県民、大学生、企業、文化団体、文化施設では県民の文化活動のために必要なことは同様の考え方であることがうかがえます。



群馬県文化基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 文化振興指針（第5条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策

　第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重（第6条）

　第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実（第7条－第15条）

　第3節 文化活動の支援体制の充実（第16条－第20条）

　第4節 人材の育成（第21条－第25条）

　第5節 文化資産の保存及び活用（第26条－第30条）

　第6節 情報発信及び文化交流の促進（第31条）

第4章 群馬県文化審議会（第32条－第40条）

第5章 群馬県文化振興基金（第41条－第48条）

第6章 雜則（第49条）

附則

文化は、人が自らの可能性を求める創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものである。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得る。

私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有している。また、取り巻く豊かな自然も私たちの文化と暮らしを支え、各地域で継承されてきた伝統文化は、人々の結びつきを強くする役割を果たしてきた。昭和五十六年には、全国に先駆けて「文化県群馬」を宣言し、県を挙げて文化振興に取り組んできた。

しかし、今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきている。このような環境の中、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とし、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、心豊かな活力ある地域社会の形成に寄与し、本県の発展に不可欠なものであると確信する。

ここに、私たちは、文化の優れた価値を認識して、これを育み、新たに創造し、次世代に継承し、更に発展させていくことにより、群馬らしい文化の高揚を目指すとともに、先人から受け継いできた群馬の限りない可能性を大きくはばたかせるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな文化にあふれた活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利（以下「文化的権利」という。）であることを踏まえ、文化活動（文化に関する活動をいう。以下同じ。）を行う者又は文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、文化活動が県民に喜び、感動及び潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることを踏まえ、県民が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、又は文化の創造を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、県民の文化活動が継続的に行われるべきものであることを踏まえ、県民の文化活動が活発に行われるような支援体制の充実が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、文化活動が子どもたちの豊かな心を育成するとともに、地域の支え合う力を維持することを踏まえ、文化の継承及び発展を担う人材の育成が図られなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、豊かな自然と歴史風土に培われてきた地域における文化資産（第29条に規定する文化資産をいう。以下この項において同じ。）が県民の貴重な財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであることを踏まえ、文化資産の保存及び活用が図られなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、文化活動が国内外の人と人、地域と地域の相互理解を深めるために重要な役割を果たすものであることを踏まえ、多様な文化との交流に努めるとともに、文化に関する情報の発信が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう配慮するものとする。
- 3 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、文化活動を行う者及び文化団体の自主性及び文化活動の多様性に十分配慮しつつ、これらの者又は団体の間の連携並びにこれらの者及び団体に対する支援に努めるものとする。
- 5 県は、文化振興施策を推進するに当たっては、国、県内外の地方公共団体及び関係団体との連携に努めるものとする。

(財政上の措置)

第4条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとす

る。

第2章 文化振興指針

第5条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興指針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興指針を定めるに当たっては、あらかじめ、群馬県文化審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化振興指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興指針の変更について準用する。

第3章 文化的振興に関する基本的施策

第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重

第6条 県は、全ての県民の文化的権利を尊重し、県民一人一人の文化活動への自主的な参加並びに多様な文化活動を行っている県民相互の理解及び連携が図られるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実

(芸術文化の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術文化（第3項に規定するメディア芸術を除く。次項において同じ。）の振興を図るため、これらの出版、公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る芸術文化の振興及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(群馬特有の文化の振興)

第8条 県は、文化活動が郷土に対する誇りと愛着を深め、地域の絆を強めるとともに、豊かな郷土づくりにつながるよう、群馬特有の文化の創造、育成及び発展を図るための総合的な施策を講ずるものとする。

(創造性豊かな地域づくりの推進)

第9条 県は、文化を通じて地域の魅力を高めるとともに、県民生活に潤いをもたらす創造性豊かな地域づくりが推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化及び科学の推進)

第10条 県は、スポーツが文化的な役割を果たしていることを踏まえ、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、科学に係る知識の集積が県民にとって文化的な資産であることを踏まえ、県民が科学

に親しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化活動の充実)

第 11 条 県は、県民が芸術文化を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民が自主的に文化活動を行うための機会及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化活動の充実)

第 12 条 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化の重要な支え手であることを踏まえ、高齢者が行う文化活動の充実を図るとともに、高齢者が文化活動において活躍できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者の文化活動の充実)

第 13 条 県は、障害者が行う文化活動の充実を図るため、障害者が文化に親しみ、障害者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第 14 条 県は、青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年による文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第 15 条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動を行う者及び文化団体による学校における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 節 文化活動の支援体制の充実

(文化施設の機能の充実)

第 16 条 県は、自らの設置に係る文化施設（美術館、博物館、図書館、多目的ホール等をいう。以下同じ。）を文化活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する教育及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の提供等)

第 17 条 県は、県民に身近な文化活動の場を提供するため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に係る研究教育機関等の充実)

第 18 条 県は、文化に関する調査研究の充実を図るため、大学その他の研究教育機関（以下「研究教育機関等」という。）の機能の強化が図られるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する企業の支援の促進)

第 19 条 県は、企業が県民の文化活動を尊重し、理解し、及び支援しようとする気運の醸成を図るとともに、企業による県民の文化活動への支援を促進するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 20 条 県は、文化振興施策の総合的な推進体制を整備するとともに、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関等の間の連携が図られるよう努めるものとする。

2 県は、県民と協働して、文化活動を行う者及び文化団体が自立的かつ持続的に文化活動を行うことを可能とするための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4節 人材の育成

(次世代を担う子どもたちの育成)

第21条 県は、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
(文化活動を行う者の育成等)

第22条 県は、文化活動を行う者の育成、文化を創造するための環境の整備、文化活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化団体の育成等)

第23条 県は、文化団体の育成、文化団体が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等)

第24条 県は、文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第25条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第5節 文化資産の保存及び活用

(伝統文化の保存等)

第26条 県は、各地域固有の民謡・民舞、神楽、歌舞伎、人形芝居、祭り囃子その他の伝統芸能及び地域の年中行事、わらべうた、昔話その他の伝統的な文化（以下これらを「伝統文化」という。）の適切な保存、継承及び発展を図るため、伝統文化の伝承者の養成、伝統文化の映像等による記録並びにその保存及び活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等及び歴史的な文書等の保存等)

第27条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(世界遺産等への登録等)

第28条 県は、世界遺産（顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項に規定する世界遺産一覧表に記載されるものをいう。）、無形文化遺産（たぐいない価値を有する無形文化遺産として、無形文化遺産の保護に関する条約第16条又は第17条に規定する一覧表に記載されるものをいう。）又はユネスコ記憶遺産（世界的に重要な記憶遺産（人類の記憶として後世に残すべき直筆の文書、書籍、絵、地図等をいう。）として、国際連合教育科学文化機関が実施する記憶遺産事業によって登録されるものをいう。）（以下「世界遺産等」という。）への登録を目指すべき文化財

については、その普遍的な価値に係る更なる調査研究等を行うとともに、国内外に対する当該文化財の紹介及び宣伝、当該登録に向けた関係機関への働きかけその他 必要な取組を行うものとする。

2 県は、文化財が世界遺産等に登録された場合には、当該文化財が人類全体の財産として適切に保存され、及び広く活用されるようにするとともに、その登録の効果を最大限に利用して、群馬の文化の発展に資する施策を講ずるものとする。

(文化資産の活用)

第 29 条 県は、地域における文化資産（伝統文化、文化財等、世界遺産等、景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。以下同じ。）の価値を再認識し、これらを活用した観光の振興をはじめ地域の振興が図られるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化資産を生かしたまちづくり)

第 30 条 県は、地域における文化資産が文化の基盤をなすことを踏まえ、これらを生かしたまちづくりを行う市町村等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を講ずるものとする。

2 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

第 6 節 情報発信及び文化交流の促進

第 31 条 県は、県民の文化活動の促進及び文化資産を活用した地域の振興を図るため、文化に関する情報を収集するとともに、地域における文化資産及び地域の魅力を国内外に発信する活動が促進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化活動に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

3 県は、多様な文化、生活習慣及び価値観を有する外国籍県民が居住していることを踏まえ、外国籍県民と地域住民との文化活動における交流を促進するため、外国籍県民が地域の一員として文化活動に参加できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 群馬県文化審議会

(設置)

第 32 条 次に掲げる事項を処理するため、群馬県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 文化振興指針に定める事項について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 二 群馬県文化振興基金の処分について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 三 文化的振興に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べること。

(組織)

第 33 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(任命)

第 34 条 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者、文化活動を行う者及び文化関係団体の代表者等のうちから、知事が任命する。

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第36条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者等のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第37条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第39条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(雑則)

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 群馬県文化振興基金

(設置)

第41条 文化振興施策に資する事業を推進するため、群馬県文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項の事業は、次に掲げるものとする。

- 一 文化及び芸術の振興に係る事業
- 二 文化的振興による創造性豊かな地域づくりに係る事業
- 三 文化を担う人材の育成に係る事業
- 四 文化資産の保存及び活用に係る事業
- 五 美術品、博物館資料等の取得に係る事業

(積立て)

第42条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第43条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第44条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第45条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第46条 基金は、第41条第1項に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の処分をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。

(寄附)

第47条 文化の振興のための寄附があったときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

2 知事は、文化の振興のための寄附をした者には、必要に応じて、基金の使途を報告するものとする。

3 知事は、文化の振興のための寄附が促進されるような措置を講ずるものとする。

(委任)

第48条 この章に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雜則

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 群馬県立近代美術館協議会条例（昭和五十年群馬県条例第六号）
- 二 群馬県立歴史博物館協議会条例（昭和五十五年群馬県条例第一号）
- 三 群馬県美術品等取得基金条例（昭和五十四年群馬県条例第十一号）
- 四 群馬県芸術文化振興基金条例（昭和五十九年群馬県条例第十二号）

